

平成29年第4回上三川町議会定例会会議録

平成29年9月7日（木）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	一般質問
追加日程第1	松本 清君の決算特別委員の辞任

追加日程第2 決算特別委員の選任

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆様、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 それでは、通告順に従いまして、ただいまから私の一般質問に入らせていただきます。今回の通告質問は、第1点目、道の駅について、第2点目、本町の職員採用について、通告しております。

まず初めに、第1点目の道の駅について質問いたします。

県内でも多くの市町が道の駅を整備、また整備検討している中で、本町における道の駅整備について、町長はどのように考えているのか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

道の駅につきましては、平成29年4月現在、全国に1,117カ所が登録されております。栃木県内では平成8年7月に供用開始された「道の駅もてぎ」をはじめとして、平成28年10月に供用開始された「道の駅ましこ」を含めて24カ所が登録されております。道の駅には、駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や観光情報などの提供を行う情報交流機能、そして、道の駅をきっかけに町と町が手を結び地域づくりをともに行うための地域連携機能があります。また、近年では、地域の個性や魅力を生かしたさまざまな取り組みがなされており、これからは地域の拠点機能の強化とネットワーク化が重視され、道の駅自体が目的地となるような動きとなっております。

道の駅を有効活用し、地域の文化、歴史、名所、特産品などの情報を提供することにより、道の駅を地域の核として農産物の販路拡大やPR、地元商業の活性化など、経済効果を上げることが大いに期待できますので、地域活性化の起爆剤になり得る施設であると考えております。

そういったことから、道の駅の必要性については十分に認識しておりますが、設置に当たりましては、設置の場所の選定や管理運営方法、さらには、財源の確保など多くの課題がございますので、引き続き

調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ただいまの町長の答弁で調査研究をしていくということは、前向きに考えていくというふうに理解いたします。それで、町長が今、述べましたように、必要性、地域の核となるような、地域活性化の要素を含んでいると、そして、そういったものをつくるのに難しい面があると、管理面、場所、財源というふうなことです。私から言わせれば、町がその気になればそれほど難しいものではないと。県内で24カ所整備されているものですから、参考になる事例はあると思いますが、管理、場所、財源その他の面でどのように難しいのか、再質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 まず、道の駅をつくるといいましても相当の金額が必要になろうかというふうに思います。道の駅をつくるということになれば、その財源の手当てに、ある程度のめどがつかないと、そのほうにかじは切れないというふうに感じております。また、本町の場合、土地の地目の中で農地が非常に多い状況でございますので、そういった面でも場所の選定等にやはり時間を要すということが考えられます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 相当の金額ということではありますが、どの程度を町長は相当の金額というようなことで整備費を見込んでいるのか、想定しているのかお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 近隣の下野市あたりの整備の状況を見ても、20億を超える事業費というふうに伺っておりますので、どの程度のものをつくるというのはまだ何も決まったわけではありませんが、同程度のものを想定すると20億以上の事業費がかかるというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まあ、約20億前後はかかると私も想定しております。益子町で昨年の10月にオープンした道の駅が、新聞報道では約14億というようなことで捉えております。そして、下野市でも、益子町でも、既に道の駅を設置している市町村でも、確かに相当の金額をかけているわけです。そして、財源のめどがつかないということでもありますけども、どこの市町村も、整備した市町村も、財源のめどが立たない中、財源を確保してつくっていると。この上三川町でそれくらいの金は用意できるはずだと思います。その辺のところ、財源のめどの模索をしたことがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 事業費で20億というふうな金額になりますと、町の一般会計約100億の予算を組んでいる中での20億ということは、相当のウェートを占めると考えております。町には、これからやらなきゃならない事業、そして公共施設の長寿命化等々、これから財源の手当てをしなきゃならない事業もたくさんございますので、その辺のところをよく精査をした上でないと、なかなか簡単に20億という金、財源を生み出すことは難しいかなというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、栃木県には24の道の駅があるというようなことで先ほど町長から答弁をいただきましたが、24の道の駅に対して、自治体は25の市と町が存在しております。この数字から行くと、極端に言うと、25の市と町がある中、24の道の駅があるということになると、上三川町だけがないじゃないかというふうに思われがちな傾向の状況下にあります。それで、上三川町だけが道の駅がないということではございません。今、道の駅のない市、町では、野木町では、平成29年度の町長の施政方針の中で、「道の駅研究会で検討結果をこの3月に方向づけてお知らせするところでしたが云々」ということで、文章が長くなりますから、その後は言いませんけども、既に町が道の駅をどうするかということで、町自体で研究に入っているということ。

そして、高根沢町では、元気アップ村を、道の駅の要件がそろっていることから、平成31年度を目指して道の駅に登録する予定ということで、町のほうでは動いております。そして、足利市では、道の駅建設協議会というものが既に立ち上がって、その中で道の駅が検討されておるところでございます。そして、鹿沼市には、現在、「まちの駅」ということで、「道の駅」という名前ではございませんが、まちの駅ということで地域の活性化を図っているということでございます。野木もしかり、高根沢もしかり、足利市もしかり、これらの3つの市町が現在、検討している道の駅を実行するということになれば、唯一、上三川町が道の駅がないというふうな状況下を、町長はどう思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 冒頭に答弁をさせていただきましたとおり、私としても道の駅の必要性というのは十分に感じておりますし、設置に向けた勉強はしています。他の市町がやったからやらなきゃならないとか、そういう問題ではなく、上三川町に必要であると、そして、そのさまざまな条件がクリアできるということになれば、そういった方向にかじを切っていく。また、時期尚早とかというふうな感じになれば、またその時期をよく勉強すると、そういうことでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この道の駅を検討していくという話でございますが、町の執行部の担当者のみだけが検討していくということじゃなくて、上三川道の駅整備検討委員会というものを、ひとつ、町全体で、一般町民も含めて、町執行部も含めて、そういった検討委員会を設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど来、申し上げていますように、ある程度の条件がクリアできないとそういった方向には行けないというふうに思います。何せ多額の費用も要することでございますし、町の財政当局とよく、将来の町の財政状況、また投資できるような環境にあるかどうかというのをよく精査した上で、必要というふうになれば、そういったほうにかじを切っていくと、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いろいろ財源面でも難しい部分がある、検討していかなくちゃならない部分もある、用地の件、農地が多く、道の駅の敷地はなかなか確保しがたいというふうな部分が多く、難しさはあるかと思うんですけども、道の駅をほんとうに、これから上三川町では整備するのか、しないのか、

整備しようと思ってもかなり難しいのか、どういう面が難しいのか、一般町民の代表者を含め、また議会の代表者を含め、町の執行部を含め、あるいは、そうした協議会を立ち上げるということが、私は、まずそれがないと、いつになっても難しい面、実際に、ここがどうの、ここがどうの、ここはできるとかということ町全体の協議会を立ち上げてやるべきだと思いますが、町長、もう一度伺いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 重ねて繰り返しの答弁になりますが、町としては、私も含めてその必要性は感じております。ですので、道の駅を所管するのは、国で言うと国交省、そういったところにも足を運んで、情報収集、勉強などは今までもしてまいりました。そういった情報を重ねた上で、そういう時期が来れば、またそういう方向にはなろうかというふうに思いますが、今そういったところを勉強中でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 国の国交省のほうへ行ってどうのこうのと、調査してきたというふうなことで、いつごろ、何回ぐらい出向いて調査しているのか、伺いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 国、宇都宮国道工事事務所も含めて国のほうに出向く機会というのは相当数ありますので、その中で、会話の中でそういったことが出てきたことは多数、何度もありますので、いつ、それだけのために行ったというわけではなくて、いろいろな陳情とか何かも含めた中でそういった会話の中でそういうことも出てきますので、回数とか、いつ行ったとかというところには、ちょっと答弁はできかねます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 道の駅について国交省に出向く、宇都宮国道事務所に出向くというときには、かなり詳細に入った部分の説明が必要かと思うんですけども、そのときに担当課長は一緒に行ったかどうか、財政とか、都市建設課長も同行していったかどうか、伺いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 国交省本省、またその関東地整、そして宇都宮国道工事事務所にも私一人で出向いている回数も相当多いと思います。多く出向いています。そして、それは国交省がらみの予算の陳情に出向いておりますが、その中で道の駅でお願いに行っていることは一度もありません。いろいろな会話の中に、「道の駅をつくる場合はどうなんですかね」とか、そういうふうな会話が出てきたということでありまして、道の駅のことで国交省のほうに出向いたことはございませんので、それに担当の課長等、関係課長が同行したことはございません。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、道の駅について本格的に上三川町でやりたい、検討しているんだというふうな事務局、執行部側の国との調整はできていないというふうなことで理解してよろしいんですね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 仮に道の駅をつくる場合はどういった手続が必要か、そういったところは多分、担当課のほうでも情報収集、勉強はしているんだというふうに思います。それは、私が町長として担当課長に指示をしたということは、道の駅について国交省に出向けというふうな指示をしたことはございませんが、それぞれに道の駅の必要性については研究をしているところでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、今度は道の駅建設に携わる関係担当課を、そういった国の機関、県の機関に出向くよう指示し、本格的に道の駅をどうするんだというふうな上三川町の検討課題として重大な課題として取り組んでいかなければ、いつになっても道の駅は実現できないというふうに私は思います。

話は変わりますが、道の駅構想につきましては、平成3年の当時、あるいはそれ以前かと思うんですけども、国土交通省、当時の建設省が道にも駅があってもいいんじゃないか、休憩所があってもいいんじゃないか、トイレがあってもいいんじゃないか、そういった道路を運転するドライバーの安らぎの一つの場を、利便さを図るためにということで当時の建設省が構想しました。その構想した中で、では、道の駅を仮設的に実証実験してみようということで、国土交通省は、全国に47ある都道府県の中で、山口県、岐阜県、そして栃木県、この3つの県を指定して、ここで道の駅の仮設をやったわけです。そうした中で、山口県では2カ所、岐阜県では7カ所、栃木県では3カ所、計12カ所で道の駅を仮設につくって実証実験をしたわけです。

栃木県で3カ所と申しましたが、そのうちの 하나가河内町、現在の宇都宮市、そしてもう一つが上三川町、日産自動車拡幅予定地ということで、ここには「日産自動車前拡幅予定地」ということで、2,950平米ということで書いてあります。もう一つは、南河内町薬師寺交差点、南交差点、これが2,000平米ということで、全国に多分、現在では合併を含めて1,740幾つの自治体があるかと思うんですけども、その1,740幾つの自治体の中から、3つの県を選ぶに当たって国交省は栃木県を選んだ。その中で国交省は上三川町も12カ所のうちのひとつとして選んでくれたというふうなことです。これは、道の駅を設置するに当たり、全くの好条件であるんじゃないかというようなことを想定した中での選定だと思うんです。そうした中で、今現在、この全国12カ所の仮設道の駅で、道の駅がないのが、唯一、上三川ということなんです。

町長、こういった状況下にある中で、早急に道の駅を検討するような協議会を立ち上げるつもりはないか、再度伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 繰り返しの答弁になりますが、さまざまな諸条件が整うような環境になれば、もちろんそういった方向にかじを切るということでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、早急に早いところ立ち上げて、検討して、道の駅の整備検討委員会でも町全体で立ち上げてください。それほど難しいことだとは私は思いません。去年の一般質問の中で、新上三川工業団地の話をしましたけども、町長はそのとき、実施計画にのっただけでも十分な効果じゃないかというふうな話が1年前でした。そして、今年になってから、新産業団地の用地も決まって、場

所も決まって、今、開発に向けて県との協議中。これだけ、10ヘクタールの工業団地が、用地も整備に向けて県と交渉中ということになっているんですから、まあ、去年、私が一般質問でしたときの事態では、総合計画にのせられただけでも効果がある、1年たつたらば、もう工業団地、新産業団地は整備の運びになっていると。こういった部分を考えて、道の駅も決して難しいものではないと思います。難しさを先に考えていると何もできない状況の町になっちゃうんじゃないかなと思います。

そして、私、1つ言いたいのですが、県内25の自治体の中で、ほとんどが文化会館はある、これは30年ぐらい前に、当時、建設部でつくったんですけれども。そして、温泉もある、そして、道の駅もほぼある、そういった状況を見渡すと、上三川町はないないづくしの町だと、主立った施設がないないになってしまうと、こういった町でほんとうにいいのかということで私は懸念していますが、町長、どのように思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 その市町にとっていろいろなまちづくりの計画があろうかというふうに思います。隣の町につくったからうちの町にもつくらなきゃならないと、そういうものではないというふうに思います。今、文化会館のようなお話が出ましたが、文化会館をつくるにしても、それに対して今度、その維持経費、そういったところをよく計算をしないと、後でつくったのはいいですが、その後、負の財産となると、そういったことは避けなきゃならないというふうに思います。いろんなことを精査した上で、そして今、逆に私は、他の市、他の町との連携の中で、他の市、他の町の施設を、その市町と同じような条件で使わせていただいて、うちのものもその同じような条件でということ、広域化という中で町民の皆様へのサービスの向上とかということも、将来の財源の手当てを考えた場合、十分有効な手立てだというふうにも考えております。そういったところを十分に精査した上で、勉強してまいりたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 国土交通省では、全国に道の駅は1,300程度あってもいいんじゃないかということで今、考えているようです。そうした中で、既に1,117できているということでありますと、残り少ない、全国のほかの市町村がつくって1,300に達して時点で、道の駅はもういいですよと、これからは補助はありませんよと、道の駅政策はこれから新たに取組みませんよというような状況になって、結果的に上三川町は道の駅ができなかったというような非常に残念な結果にならないように、十分検討してもらいたいと思います。

そして、新国道4号線沿いに下野市が道の駅をつくっちゃったから、もう上三川町にはできないだろうというふうに多くの方が思っているかもしれませんが、これだけの高規格道路、新国道4号、そして北関東道路、そしてちょっと西に行けば東北縦貫道路というふうに、全国にもまれに見る立地条件下にある上三川だと思います。そして、下野市からインターパークにつくろうとした場合には、仮にですよ、これは10キロ離れています、12キロぐらい離れています。国土交通省の道の駅の距離間隔というのは、10キロに1カ所ぐらいあってもいいんじゃないかというふうな考えの中でやっているものでございますから、ぜひとも、先ほどから言っているように、執行部だけで検討して難しさを定義しているだけじゃなくて、町全体で道の駅検討委員会という組織を立ち上げて、今後、検討してもらえたら

ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2点目、本町職員の採用について。毎年実施している本町の職員の採用の流れと実施内容についてどのようになっているのか、町長にお伺ひいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

職員採用試験については、毎年7月から8月に募集を行い、9月に一次試験をしております。また、一次試験の合格者を対象に10月に二次試験を実施し、二次試験の合格者をもって内定者としております。試験項目は、一次試験で教養試験及び一般性格診断検査を実施し、二次試験で作文試験、集団討議、個別面接を実施しております。作文試験と集団討議については、毎年テーマを変えております。参考といたしまして、昨年度実施した作文試験のテーマは「上三川町職員として取り組んでみたいこと」、集団討議のテーマは「あなたが考える上三川町の地方創生に関する考え」といたしました。

なお、今年度の職員採用試験につきましては、現在、募集が終了しており、よりよい職員を採用するため、試験を三次試験までとし、昨年までの一次試験と二次試験の間にグループワーク試験を設けることといたしました。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 毎年この募集時期になると採用項目、試験結果など、町のホームページで長年ながめさせていただきました。それで、通常、10名前後とか6名とかというような採用予定があるわけですが、29年度の現在の応募者数、28年度に応募者数、27年度に応募者数、26年度に応募者数と、それぞれの採用はどのようになったのか、お伺ひいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申しわけありませんが、今年度の数字に対しましては現在持ち合わせておりませんので、過去3年分について申し上げます。平成28年度は、応募者71人、これが一般事務でございます。土木建築事務、こちらは応募者2名、保健師6名。平成27年度、一般事務80名、土木建築事務5名。平成26年度、一般事務34名、一般事務②、こちらにつきましては、②のほうは障がい者対象でございます。それが1名、保健師5名の募集がございました。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それぞれの市町村の募集要項というものをながめさせていただきました。そして、市町村によっては募集要項の中での応募資格が若干違っている部分があります。壬生町の例を見ますと、「試験区分、受験資格など」ということで、29年度の場合ですが、一般事務10名程度。

「昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方」というようなことになっております。片や、上三川町の29年度の募集要項を見ますと、一般事務6名程度、受験資格、「昭和57年4月2日以降に生まれた者で、高等学校を卒業した者又は平成30年3月末までに卒業見込みの者(同等以上の学力を有する者)」というふうに書いてあります。

ちょっとこれを見て私、理解できなかったのが、「同等以上の学力を有する者」というものが、どういった方を対象として言っているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 同等以上の学力につきましては、高校卒業の検定試験というのが現在ございます。通常の高校に通わないで、検定試験でもってその同程度の学力を認めるというものでございます。そちらを指してございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、中学校卒業で検定試験を受けていない人は受験資格がないということでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、こちらの募集要項どおりでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いや、その募集要項を見て言っているんで、ちょっと私が理解できなかったの、私なりの募集要項を理解した言葉の言い方で聞いているんですけども、高校は出ていませんよ、検定試験も受けていませんよ、中学しか出ていませんよ、そういう方は応募できないのですかということなんです、できる、できないで教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 募集要項のとおり、できません。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、中学卒業の人は、この上三川町役場は受験できないということなんです。それでよろしいんですね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 そのとおりでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 隣の町の壬生町の「平成29年度壬生町職員採用案内」ということでホームページから打ち出してきたんですけども、先ほども言いましたように、「試験区分及び受験資格など」ということで、試験区分の一般事務、採用予定人員10名程度、年齢要件、「昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方」。そして受験資格の欄に「その他」ということでありますけども、そこは全然書いてない。壬生町は、高校を卒業していなくても、検定試験を通過していなくても通るということで理解しているところでございますが、壬生町のほうが広く人材を集めるために、受験資格要件を広げているというふうに思いますけども、上三川町でも、このような、誰でも平等に公務員になれる、受験資格を与えてやるというふうな、門戸を開いたような応募要項に改善する気持ちはないかどうか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、応募内容の見直しということでございますが、この時点ではできるとは申し上げられません。現在のところ、平成28年、27年と、それなりの応募者は集まってござい

ます。それにつきましては、上三川町の場合には、募集の年齢幅を広げてございます。そのようなことで募集人員の増加を図っております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは町長に伺いますが、募集要項の見直し、中学卒業でも受験できるというふうな門戸を開いたような形で検討していくというふうな、検討する余地があるかどうか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 総務課長が申し上げましたとおり、年齢の上のほうまで、かなり高くして学校を卒業した後に一般の社会で経験をした方まで含めて幅広く上三川町の職員として適材、そういった人材を募集しているところであります。かなりの高校進学率がありますので、そういった中でこういった形になるかというふうに思います。別に排除の論理ではなくて、そういったことをよく研究はする必要はあるかというふうに思いますが、今、総務課長が申し上げましたとおり、事務方とよく協議は必要かというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、次の質問に入ります。

ほかの市町村の募集要項などを見ますと、当然、定員オーバーで落ちる方もいるというようなことで、残念ながら落ちてしまった方、これらの方につきましては、試験の結果開示というようなことで、宇都宮市では請求に応じ、あれば1カ月以内ですか、合格点と総合順位。下野市では、やはり本人の請求に応じて総合順位、真岡市では得点及び順位、石橋消防組合では合計得点及び総合順位、那珂川町では、教養試験得点及び適応検査評定、野木町でも成績順位と点数を本人請求により開示していますが、本町では開示の案内が募集要項に載っていないのですが、開示はしないのか、するのか、募集要項に載せ忘れたのかどうか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 一次試験の結果につきましては、本人請求に限り順位と得点を開示してございます。募集要項に載っていないということですが、今までですと、一次試験受験者のほうにその案内をしておりました。今後、募集要項のほうにもそのようなことは載せるようにしていきたいと思いません。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 二次試験の開示、あるいは三次試験の開示というものはどのように考えているか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 二次試験の結果につきましては、内定者通知ということで合否のほうを通知してございます。具体的に二次試験の評価の内容につきましては、今後の試験に影響もございまして、そちらの評価につきましては、開示はしない方向で考えております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ほかの市町村では、一次試験の不合格者については請求により点数と順位ですかね、二次試験では全員に開示請求があった場合に順位と点数を開示していると。なぜこうしたことをほかの市町村がやっているかという、落ちた人も受かった人も納得できるような公明性、公正性のあつた試験をやっているんですよということで受験者に納得していただきたくやっていると、本町においても、そういった開示していますよと、開示の内容はこうですよということで、ほかの市町村と同じように、今後は募集要項に載せていってもらいたいと思いますが、その辺のところをもう一度町長にお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 他の市町の募集要項は私も存じ上げてございませんが、直すべきところは直す、情報開示に努めるところは努める、そういったところでこれから調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 よろしく検討をお願いします。

それと、今回の私の一般質問、職員採用については、一般町民の何人かから問い合わせがあつて聞かれたことで質問しているわけですが、平成22年度の上三川町の採用試験結果ということで、ホームページから打ち出したこれを持っていますが、22年度、一番下の段に、「一次試験の可否については全員に通知します。合格者は二次試験を受けていただきますので、健康診断書、作文テーマは合格通知書に同封しますので、10月7日までに提出してください」と、これはうちで書いてきてもいいよということですね。平成23年度の、やはり同じようなあれなんですけども、やはり、作文テーマは合格通知書に同封しますよと、10月6日までに必着ですよと。平成24年度の職員採用試験も、作文テーマは合格通知書に同封しますよ、提出願いますということになっておりますけれども、現在は募集要項の中にはそういうことは書いてなくて、二次試験会場で書いてもらいますというようなことだったんですが、ここで伺いますと、なぜ合格通知書に書いて、早く言えば、うちで書いてこいというような方法をとっていたのか。そして、これを、なぜ今度は二次試験会場で書くように直したのか、この辺のところをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 作文を事前に自宅で書くか、試験会場で書くかということについては、作文評価の仕方が違う形になります。自宅で書くということは、確かに他者の意見、またパソコン等を使用することも可能でございます。逆に言えば、そういうような能力も含めてすばらしいものを書き上げるという力になります。会場で書くということは、ほかの力は一切借りないで、自分のそのときの頭にある知識でもって書くということになります。当然、本人に求められる能力が違うということで、なぜ試験の仕方を変えたかということですが、当然、平成22年当時は、そのように、パソコンは誰でも使っているものですから、そういうものを使った上で、使うことも前提で作文を書くというのも一つの能力だと思います。実際、職場では、報告書を書くときにそのような使い方をしてございます。

最近はそのをやめたというのは、もう既にパソコンを使えるというのは、ほぼ全員とは言いませんが、ほとんどの方がパソコンを使うのが実情でございます。そうしますと、その部分の能力評価というよりは、試験会場で短い間にまとめる力、そういうものを評価するというところで試験科目を変えた次第でござ

ざいます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 在職当時に町のホームページを開いて、この職員採用の面を見たときに、二次試験は合格通知書にテーマを同封しますよということになっていた。そして、こういうふうな二次試験の作文テーマを合格通知書に入れるというふうな試験方法をほかの市町村でもやっているのかなと思って、県内全ての自治体を見ましたら、ほかではなく、上三川町だけがこのようなことをやっていました。次の年も、次の年も、現在になって、今回、質問するに当たっても調べましたら、そういうことをやっている、自宅で作文を書いてきてもいいですよと、合格通知書に同封しますよという市町村は、ここ5年くらい見ていますけど、唯一、上三川町だけです。上三川町が今回、何年か前から直っているということなんで、私は実際、安心したんですよ。

私らが役場に入るときも、二次試験は試験会場でテーマを出されて、何百字以内でまとめなさいというふうなことでやりましたけども、私がそのときに思ったもの、そして民間の二次試験の筆記試験の審査内容を見ましたら、本人が文章能力をどの程度あるのか、文章を起承転結でまとめることができる能力があるのか、そして、適当な漢字を用いることができるのか、そして、どのような字体で、どういうふうな、下手な字、きれいな字を書くのか、この辺のところを見抜くための試験だということになっているわけですよ。パソコンがどの程度使えるか、役場でも就職した際にパソコンが使えるか、じゃあ、パソコンでどうのこうのというような話、それは、私はないと思います。

前回の一般質問、何年か前の一般質問で同じような質問がありましたけど、そのときの町長の答弁では、本人の自筆で書いてくるんだから、本人が書いたのに間違いないというふうな答弁でしたけども、それはおかしいだろうというふうに思いました。本人の自筆といいながらも、今、総務課長の答弁では、パソコンが使えるどうのこうのという話、全然話が組み合わない、そういうふうに思っています。

時間もぎりぎりであれですけども、こういう話をよく聞くんですよ。「うちのせがれ、今度、役場に入れるんだけど、誰に頼めばいいんだい？」という話をされたことがあるんです。そんなことなかんべと。何で合格発表前に受かったというのがわかっているんだいと、そんなことなかんべと、じゃあ、どここのおばちゃんが、うちの孫は今度役場に決まったんだというふうな、合格前の情報が開示されているという部分があります。役場の、こういった作文の書き方もそうですし、役場の試験がほんとうに公明正大に行われているのかなという不信感を持たれるような見方のされないように、試験開示もさることながら、今後、そういった募集要項でやっていきたいと思います。まあ、優秀な職員を集めなくちゃならないということですから、今後、ほかの市町村の募集要項も十二分に参考にしながら、本町の今後の募集要項も定めていってもらいたいなというふうに思います。

時間も残り少なくなりましたので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 議員の皆さんに申し上げます。議場内での私語は謹んでください。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・宇津木宣雄君の発言を許します。2番、宇津木宣雄君。

(2番 宇津木宣雄君 登壇)

○2番【宇津木宣雄君】 私は、一般質問を今からやるんですけど、通告書のとおりに行いますので、今回は2つのことに対して質問したいと思います。

まず最初に、消防小型動力ポンプの更新について。現在、消防団員は、普通ポンプ自動車8台、小型動力ポンプ積載車が4台、各地に配備されています。小型動力ポンプの今後の更新計画はどのようになっているか、町長にお聞きしたいです。よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

小型動力ポンプの更新計画でございますが、各地区に配備されております小型動力ポンプの更新については、現在の更新計画では、積載車の更新の際に更新することとしております。消防団各部に配備されているもの以外の小型動力ポンプにつきましては20年以上経過したものもございますので、適宜、更新を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 消防ポンプを、消防施設については地域防災計画を基本として、地域の現状に即して定期的に検討してくれる形になっています。本町におきましても、小型動力積載車、以後「積載車」と省略いたしますが、積載車は主に市街地以外の周辺の農村地域の消防団に配置されています。全国でも多くの市町村、消防団は、積載車と消防ポンプ自動車主力装備となっている状態でございます。積載車は機能的にポンプ自動車と同等の装備を持っていますので、車両からおろして、小型ポンプの場合には、自動車ポンプが入れない場所もあります、そういうときに活用できるのが、この小型ポンプでございます。特に河川敷の鬼怒川などの水利ですね、それを取るためには、やはり車両からおろして、それで給水するというので使います。このポンプに一番利点があるというのは、今の中継という、何台中継をしながら消防活動を火災現場でやるわけでございます。水利が遠い場合には、このポンプを1台、間に挟んで、車両との交互の圧力で消火するわけでございます。

そのポンプが今、現状では4台あるわけでございますが、第2分団の第2部に設置してあるポンプにつきましては、これは日本消防協会から車両と一緒に寄贈されたポンプなので、圧力、性能的に強い機能を持っています。操法の練習なんかも消防団はやるわけでございますが、ほんとうに、何というか、迅速に水が出やすく、操法の練習なんかも、火点を倒すまでに45秒間の動作で標的を倒すわけでございます。そのポンプが、やはり性能的に弱いポンプであれば、その部は、その流れに勝ち取れない。ま

た、そういう状態で町の大会に臨むと、そういうのを考えると、やっぱり、私としては3地区のポンプの切りかえの検討をしていただけることが望ましいかなと思うんですが、どのようにお考えか、聞かせていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、消防関係のポンプ車、また小型動力ポンプ積載車、そういうものにつきましては、所管のほうで更新計画を作成してございます。そちらの計画に基づいて、基本的には更新の手続をしていきたいと考えてございます。

なお、基本的に、機械ですので、予定では15年、20年使う予定のものが、途中で壊れて使えないという場合には、当然その時点で繰り上げ更新ということもございしますが、基本は計画に沿って更新していきたいと考えてございます。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 基本にのって、1つの町の形があると思いますが、今回、上三川町の消防団、しばらく栃木県の大会にも出ていないわけでございます。これはなぜかというのは、私がちょうど団長のころでございまして、宇都宮市とちょっと輪番制を図りはじまして、それで交互にやっていたわけなんですけど、いつになっても小型ポンプ自動車の部が上三川の代表として栃木県の県大会に出られない輪番制になっていました。これを、今の上野団長に話をし、宇都宮市との兼ね合いで、来年度の県の大会は宇都宮市が参加することになっています。これは全国大会が自動車の部でございまして。そのために要請がありまして、ポンプを何とか統一できるような形がつかれないかということがございまして。それで、平成32年には、栃木県の大会に我が上三川の優勝チームが参加することになっています。

そういうことなので、この辺の切りかえをいかにしていただけるか検討して、町長、やれるか、何か考えていただけますか。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成32年、県大会への出場が宇都宮と上三川のブロックの中で上三川が出るという取り決めがございまして。県大会で優勝すれば全国大会へも出場可能ということで、なるべく支援したいという気持ちはございまして、消防の操法訓練につきましては、団員の基礎的な操作技術の訓練でございまして。そのような観点から、全国大会の出場にポンプの更新ということは考えられません。しかし、県大会、また全国大会等の出場が決まった場合には、各団各部にあるポンプはもちろんのこと、本部で保管しております予備用のポンプも含めて、最適なものを使って大会に出られるよう、関係機関と調整したいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 今の流れで行きますと、小型ポンプの年数は今、何年ぐらいたちましたかね、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 手持ちの資料で言いますと、小型動力ポンプにつきましては、平成22年以降に導入されたものでございます。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 大変ありがとうございます。平成22年というと、ちょうど私が団長のときでございましたね。わかりました。あのころだと、今、第1分団第4部が使っている、ちょうど入れてすぐのころだったんですけど、吸管にネズミの巣が食っちゃってオーバーホールしたことがあったような気がするんです。ですから、やっぱりもう一度、機械を見直していただいて、同じような性能にさせていただくことはできますか。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 県大会、全国大会、全国大会については、あくまでも予選を勝ち残った場合ということになるわけですが、消防ポンプ車、また小型動力ポンプにつきましても、幾つかのメーカーのものが入ってございます。その部によって、取り扱いの仕方が一番やりやすいというのが部によって多少違いますので、そういう差が出ているかと思えます。ただ、そのような県大会、全国大会等の出場に際しましては、消防団各部の協力、また本部としまして、予備用の手持ちポンプもございます。その中で、その出場する部のほうが一番使いやすい、最適なものを使えるような形で消防団のほうとは協議してまいりたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 大変ありがとうございます。私は、ちょうど今から7年前、自動車の部で、第3分団第3部、これは石田地区ですね。これが全国大会に参加しました。そのときの形で、この技術が向上すれば、やっぱり火災現場一つにしても、重要な消火活動ができ、建物の延焼、そういうものを防ぐには十分な力添えになると思えます。消防団員も、そういう一つの形が今、ほんとうに熱心にやっただいていますので、このポンプについては、そのときが来ましたら更新、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、2番目の消防団員の確保について。消防団員の確保は全国的な課題であります。特に、ピーク時は約130万人の消防団員がいたわけでございます。現状では88万人、それだけ減っているわけでございます。特に東北地方、これは宮城県、福島県、岩手県、大震災がありました。あの地方では消防団にはなかなか入りたくないというテレビ放映がありました。ほんとうに津波で何百名も亡くなっています。そういうあれで、ほんとうに団員不足で悩んでいる状況を確認しました。消防団員の確保は全国的に課題がありますが、本町においても同様であることと思えます。現状と今後の計画はどのようになっていますか。

また、2として、消防団員の確保対策の一つとして、福利厚生制度の充実を図る考えはあるか、ということでもちょっと町長にお伺ひしたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、2点目については関連がございますので、一括してお答えをいたします。

現在、町消防団員の人数は、条例定数250人を満たしておりますが、少子高齢化の影響や就業形態の変化、地域コミュニティの希薄化などにより、今後ますます消防団員の確保が困難となっていくことが予想されます。そういった社会情勢の変化により、例年、新入団員の確保が困難となっており、装備品の充実以外にも消防団の魅力アップを図るような新たな施策の立案が急務であったことから、今年度については、消防団サポート事業を4月より開始し、地域ぐるみで消防団を支えていく制度として実施しております。

今後も、地域防災力に必要な消防団がよりよい環境で活動できるよう、福利厚生の実施を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 消防団員の確保は、我が町では今までに欠員を出してことはございません。どこかの部で足りない場合には、どこかの部でフォローしながら、250名の団員の確保は守ってきたつもりでおりますが、消防団員は、一般の団員で、年間に報酬として5万円ちょいの支給がございます。災害現場での出動や台風時の河川管理、監視、その他、訓練や各種行事の協力などの年間出動回数などを考えますと、ほとんどボランティア活動の内容であります。特に消火作業の技術を高めるため、毎年、ポンプ操法大会を実施しております。団員はその訓練のため、それぞれの仕事をしながら1カ月以上、また早朝、夜間、訓練に励んでいるわけでございます。また、こうした活動を陰で支えてくれる団員の家族の皆さんがあるから、このようにできるわけでございます。

上三川町でも本年4月から、消防団サポート事業の一環として、消防団応援の店ということで、団員や家族が飲食をしたり、物品を購入するという店が、カードを提示すると料金の割引サービスや、特典が受けられるような内容であるということがわかりました。現在、町では数店舗の飲食店の協力をいただき、団員の人数に応じて、飲み物のサービスや、1店舗でも団員家族の割引の提供が行われています。

私は、日々の団員の活動を支えている家族の皆さんに対しましても、団員の福利厚生事業として食事提供等の補助ができるように支援事業を拡大し、また、協力いただく店舗を増やしていくことが必要であると考えています。

こうした消防団のサポート事業は、県内4市1町で実施され、日光市、小山市では、団員の家族も対象としておりますが、いずれも市独自の補助はなく、店が独自でやっただけというところでございます。本年度から上三川町も支援事業を始めましたが、団員の確保になる事業であるので、より新入団員や事業所に浸透させていただく町の支援を行う考えがあるかどうか、質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団サポート事業としましては、大きく2つに分かれてございます。1つは、消防団応援の店ということで、主に飲食店等の販売店、消防団員が利用した場合に何らかの特典をつけますということで、8月末現在4店舗が登録してございます。もう一つは、協力事業所表示制度ということで、従業員が消防団として活動することに対して事業所として理解を示していますということで、地域貢献、社会

責任を果たす企業ということでの表示を認めるものでございます。こちらの事業所につきましては現在、2事業所ということで、今年の4月からスタートしました消防団サポート事業につきましては、まだまだ普及度合いが低いということもございますので、今後、担当のほうで町内の各お店、事業所等を回りまして、制度の周知、また事業への協力等について理解を求める予定でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 大変ありがとうございます。やっぱり、小山市のように、店舗数が約170件とか、いろいろなそういう消防団サポート事業があります。偶然、とちぎテレビを見ていましたら、この消防団加入という、新入団員の加入のために放送で、やっぱりこの消防団サポート事業を放送していましたので、上三川の中身はどういうふうになっているのかなと思い、今回こういう質問をさせていただきました。

では、再質問に入ります。以前は自営業や農業などの皆さんが多数、消防団員として活動していたわけでございます。現在はそのほとんどがサラリーマン団員であり、町内外に勤務しているわけでございます。新入団員の団員は、地域で、団員が個人的に見つけている現状でございます。大きな負担となっているわけでございます。こうした支援事業が一つでも多くあれば、勧誘活動を行う団員も話のきっかけとなって、家族も対象とした内容を支援事業に追加できないか、再度、質問したいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 最初の答弁で申したとおり、今年度から消防団サポート事業を始めまして、商工会等にも説明は行ったんですが、なかなか一般の事業所への浸透度ということでは低いということで、この秋にでも担当職員のほうで、町内の事業所、またお店等に説明に上がりまして協力の要請をする形で、対象店舗のほうを増やしていきたいと考えている次第です。

○議長【津野田重一君】 2番、宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 どうもありがとうございます。9月の広報にもちょっと目を通したら、その協力していただいているお店の名前が載っておりました。町民にこういうこともわかっていただいて、一步一步、団員が、ほんとうにやりやすい消防団活動、また、新入団員として希望を持って入ってこられるような体制づくりができているとほんとうにいいかと思えます。

いずれにしても、予算やサポートガードの事務処理などの商店にも負担がかかるわけでございます。一度に全部こなすといっても、これは大変なことだと思います。団員確保の目玉事業として、今後とも検討をしていただけるよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時32分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 2番・宇津木宣雄君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・勝山修輔君の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 私の通告順序に従いまして、都市計画税のインフラ整備について7項目お聞きいたします。

私は先日の議会で、課長の答弁で要領の得ないことを答弁されまして長い時間を使ってしまいましたので、私の通告書にあるとおり、町長の答弁で、議長、お願いするようよろしくお願ひいたします。

それでは、1番、平成28年度の都市計画税の何割がインフラに使用されているのかをお聞きしたいと思ひます。

2番で、都市計画税の検討委員会及び調査研究会などは何を論議するのか、お尋ねしたいと思ひます。

3番に、公的インフラ工事の毎年度の予算に、側溝の修繕も入っているのかをお聞きしたいと思ひます。

4番目に、役場周辺の雨水対策として、側溝整備など雨水対策事業は行うのか、行わないのかをお聞きしたいと思ひます。

都市計画税を払っている町民と払っていない町民より、どのような部分で優遇されているというのかをご説明願ひます。

都市計画税の用途に街路灯や防犯灯の設置は入っているか、いないかをお聞きします。

市街化区域内に設置したからくり時計、公園の噴水、並びにいきいきプラザの芸術的感覚の美観演出などはどのような効果があるのかについて、7点質問させていただきます。明快な答弁をお願ひいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成28年度における都市計画税の充当につきましては、一般会計で過去に実施した土地区画整理事業及び都市計画事業の起債償還に、公共下水道事業特別会計で、過去に実施した都市計画事業の起債償還、及び富士山地区の雨水整備事業に充当しており、全てインフラの整備のために使用したと言えるものでございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

まず、都市計画税調査研究会についてでございますが、上三川町における都市計画税のあり方について検証を行うに当たり、町内外の現状調査及びその研究成果について資料を作成し、都市計画税検討委員会に報告することを任務としてございます。

次に、都市計画税検討委員会についてでございますが、都市計画税調査研究会の調査結果及び研究成果を検証し、本町の都市計画税のあり方について私に報告することを任務としてございます。以上のように、本町における都市計画税の課税の必要性、税率の妥当性について検討するものでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

側溝の修繕にかかる予算については、第8款土木費の道路維持費により計上しております。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

雨水対策事業につきましては、武名瀬川第三排水区第二雨水幹線の整備計画でございます。計画起点は1級河川武名瀬川の下蒲生地区、終点を新上三川病院寮の北側のもみじ通り東側までの既存水路、全長約1.3キロメートルのうち、断面の不足する約1キロメートルの水路改修工事と、約1.3ヘクタールの調整池の整備を予定しており、これらは公共下水道の雨水幹線の位置づけになっている区間の整備となります。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

都市計画税は、都市計画事業、または土地地区画整理事業の過去から現在までの事業の実施によって、一般的に課税区域内の土地及び家屋の利用価値が向上し、また向上してきたという受益関係に着目して、土地及び家屋の所有者に課税するものでございます。

次に、ご質問の6点目についてお答えいたします。

都市計画税の使途については、地方税法において、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てると規定されていることから、街路灯や防犯灯の設置には充当しておりません。

次に、ご質問の7点目についてお答えいたします。

上三川通りの大通り公園に設置されていますからくり時計は、上三川通りの整備事業にあわせて、町のシンボリック役割と、より質の高い街並みづくりを目的としまして、平成9年度に整備したものでございます。

次に公園の噴水ということでございますが、しらさぎ公園の噴水のことかと存じます。同公園は、並木山王土地地区画整理事業の近隣公園として平成9年度に整備されたもので、近隣住民の憩い・安らぎの場や、遊びや散歩などのレクリエーションの場として整備したものでございます。

最後にいきいきプラザでございますが、いきいきプラザは、乳幼児から高齢者までが利用する健康づくりの拠点的な施設でございます。いきいきプラザの外観や空間は、町民の健康づくりはここを中心として広めていきたいという町の姿勢を外部に発信するに当たり、そのメッセージ性をより強くするという効果があると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 再質として、今、1番目に、都市計画税が何割インフラに採用されているかというお尋ねをしたところ、起債の返還と、具体的にはどのような例を挙げて、起債の返還に、どのようなことをしているのか、具体的に申しただけですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 過去に行われました、先ほど答弁で申し上げましたとおり、土地地区画整理事業、その起債の返還に充当しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、この起債の返還は大体今までにどのぐらいの金額、返済したと

いうことはおわかりでしょうか。

(しばらくの間答弁なし)

○10番【勝山修輔君】 議長、出てくるまで次に移るので、調べておいてください。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今、インフラのことで、側溝の堆積は、時期について、いつごろ、事業と並行に除去できるのか、それはどういうふうに答弁していただけますか。この雨水処理をやるときに、インフラに都市計画税を使うんですから、側溝の修理をしないで水を流そうといっても無理があると思うんですね。それはいつごろまでにできるというようなお考えか、町長のお考えをお聞きしたい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○10番【勝山修輔君】 町長に聞いて、もう都市計画の課長だと答弁が長くなって結論が出ないので、さっき言ったじゃないですか。

○議長【津野田重一君】 聞いてますけど、側溝の清掃は、細かいことは都市建設課長のほうから詳しいですから。

○10番【勝山修輔君】 答弁ができないから言っているんですよ、この間、聞いたじゃないですか。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長、その側溝の整備についての、はい。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい、側溝整備の考え方についてお答えします。

前回の一般質問でもございました。まず、側溝の清掃については、これからも自治会、住民の皆様には協力をお願いしてはいきたいというふうには考えております。しかしながら、地域や場所によりましては、住民の方や自治会の方では清掃ができない場所もあります。そういうことから、町としましても、今後は計画的に清掃作業を実施していきたいというふうには考えてございます。今年度、町内の側溝の実態をまずは調査をいたしまして、緊急性があるところから、限られた財源の中で計画的に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 あの、何遍も言いますが、インフラ整備にね、前回、議会で聞いたでしょう。片や、事業を都市計画税でやるんですよ。それに見返りで側溝の整備ができるんですかという話なんです。予算がないからできないで、また都市計画税を使って雨水処理の事業をやるのかということをおなたに聞いてもしょうがないんで、町長にどうなんですかと聞いているんです。答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君、側溝の清掃は、そのプラザの前の通りのことを言っているんですか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 議長ももとは土建屋さんですから、水がどこからどういうふう流れているか、今、説明したでしょう？ どこからどこに雨水処理の管でやるんだと言っている。そこに水の流れてくるところは当然わかっているはずですよ。そこをやっていますか、やりますかと聞いているんですよ。

○議長【津野田重一君】 じゃあ、プラザの前でいいですね。

○10番【勝山修輔君】 はい、それをやりますか、やりませんかと聞いている。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 まず、先ほどご質問があった償還ですが、平成27年までに公債費として82億強ぐらいの償還をしております。

○10番【勝山修輔君】 ちょっといいですか。これは都市計画税だけで払っていますか、違うでしょう？ 全部の税で払っている起債ですよ。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 都市計画税で償還しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると今、土砂のことをもう一度お願いします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 道路の側溝の堆積土におきましては、この都市計画税とは別に道路管理維持費のほうで計画的に進める予定でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、今年の予算に8款土木費の中に道路維持費でもって1億991万5,000円と載っているんですが、この中で側溝に幾ら使うんだというのがどこを見ても載っていないんですが、どこでこの金額が出てくるんでしょうか。上から見ても何にもないです。消耗品、燃料費、水道光熱費、修繕費、通信費、事務保全、施設管理、道路台帳、清掃事業、町の除草、重機借上、工事請負、どこでもって側溝のお金が出てくるんでしょうか、説明してください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの予算についてご説明します。

平成29年度、先ほど言いました土木費の2目道路維持費の予算は1億64万5,000円でございます。そのうちの13節の委託料3,200万円、また15節の工事請負費の6,300万円の費用の中でそういうものの対応をしたいというふうに考えてございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私の聞いているのは、側溝の費用を聞いているんです。この中から何%が使われるのか、幾ら使うのかを聞いているんですが、それは、どこで、誰がわかるんでしょうか、町長、教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 これは、年度当初の予算編成の中で必要な予算、かかる事業の予算を積み上げたものの合計がその金額になっていると承知しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 金額は提示してありますから、私も読めばわかります。この中で雨水処理を今からやっていくわけですよ。だから、側溝の修理代はどこに入っているんですかと聞いている、幾ら入っているんですかということ。この中の幾ら幾らだと言えなければどうしようもないじゃないですか。やります、やりますって、幾ら入っているんですかと聞いているんですよ。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 先ほど申しましたように、側溝の土砂の清掃については当初予算の中では計上の位置づけはしてございませんでした。しかし、今年度より側溝の実態を調査して、今年度より計画的に作業もしていこうというふうなことでございます。今年度から行う予算としましては、先ほど申しました道路維持費の13節委託料の中の道路維持管理業務委託費の中で対応していきたいというふうに考えてございまして、今現在、その中でどの程度使用するかというふうなことは、まだ現在のところは、計画としてはございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 何遍も言っていることをよく理解してくれませんか。雨水処理には予算化したんですよ。そうでしょう。予算化したのに、今度それに伴うものは幾らの予算ですかと私は聞いているんです。だから、この道路維持費の中の13節委託料の3,200万円の中から1,500万円使うんだとか、1,000万円使うんだとあって明確なことがなくてどうやってやるんですかと聞いているんです。やらなくても同じ答えしか出ないんですよ、そうじゃないんですか、答えてみてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 先ほど以来、申し上げているように、今年度、側溝の実態を調査したいと思います。そちらの調査した結果に基づきまして、緊急性、また、すぐにやらなくてはならないところと、そういうところを判断してやっていきたいというふうに考えてございます。そういうことで、今現在、予算のうち幾らを使うかというふうなことは、まだ、今現在の中では計画としては持ってございません。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そのことは前回の議会で私はやったんですよ。これ、何カ月たってもこれ、同じ答えじゃ、なぜ答えられないんですか。前回、私は同じ質問をしているんですよ。この予算はいつつくったんですか、本年度の予算ですよ。その中から幾ら使うんですかと聞いているんですよ、町長、答えてみてください、幾ら使わせるから、やるからと言えば済むことじゃないですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今、都市建設課長が申しあげましたとおり、調査をした結果によって緊急性等を鑑みて、そこに充当していくということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 インフラ整備をするのにですね、都市計画税は今までに82億も起債に払っているんですよ。私たちは受益者負担だと言ってるならば、今、上三川町の旧市街に、土地が値上がりしたり、消防車も入れないような道路で買う人がいない土地を持っていたり、税が一番高いんですよ。わかりますか。下手すれば乗用車も入れないところが道路なんですよ。でも、うちが密集しているから広がらないだろうと。地価が上がっていると思いますか、下がっていると思いますか。その判断すらできませんか、町長。上がっているか、上がっていないか説明してくださいということ。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 全般的には今、地価の価格は下落傾向にあると存じています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 あのですね、今、新しくできた住宅地のほうが高く、都市計画税を払っている土地、家屋や何かのほう下落しているんです。町長も毎日、散歩してくるんだからわかるでしょう？ その下水の草も生えている、建て売りも売れない、救急車も入れない、そういうところにいるのが、受益者負担だといって都市計画税を上げているわけです。

じゃあ、今、あなた方が住んでいる調整区域のほうの土地のほうが高いということ、ご存じですか、町長、知っていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 地価については、需要と供給等のバランスがありますので、それに応じて、その場所、場所において値段の高い、低いというのは、場所に応じて違ってくると思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長の言うとおりのこととおります。でも、都市計画税を払っているところが全般的に安いということをご理解していただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど申し上げましたように、全体的な地価、都市計画税が関係する、市街化区域も調整区域も含めた全般的に今、全国的に地方部では土地の価格は下がっているというふうに認識しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それじゃあもう一つ聞きますが、都市計画税の徴収に関して不平等が生じるということが多々あるならば、これは考え直すべきことだと私は思うんですね。私は先日、副町長が一番うそつきかなと思ったんですが、「都市計画検討委員会というのがありますか」と言ったら「ありません」というので、企画課へ連れていかれて、今は「都市計画税調査研究会」に名称が変わりましたという説明を受けました。その後、私は企画課に行って、「検討会はないんだね？」と言ったら「これから立ち上げるんです」と。この調査研究会ができた後、立ち上げるんだという説明を受けたので、名称が変わったことではないんじゃないですか。もともとこれは何年に一遍つくるべきことだということじゃないでしょうか。

この都市計画税を検討委員会が検討するに至った経過というのが、25年の10月にありました。そのときの副委員長は、今そちらにいらっしゃる副町長で、委員長が青山さんでした。そのことを抜粋して聞きますと、よく聞いてください。都市計画検討委員会が検討するに至った経過内容をまとめると、都市計画法に基づいて都市計画事業または土地地区画事業に充てる費用として、都市計画区域に指定された市街化区域に存在する土地及び家屋に課税することができる目的税である。本町においては昭和62年から税率0.2%課税しています。30年間とっている土地事業については、平成11年度に事業が終わっているから、これ以上は下水道整備のみとなっていることから、余剰金が生じる前に税率の見直し、適切な処置を講ずるべきと考えていますと、まともなことも言っているんですよ。目安として5年後、平成30年の時点において、税収の見込みや現状を把握した上で、今後の見通しを立てる課税に関

する課題と必要性を明確にするために調査研究をすると、ここに書いてある。

そうしたら、受益者負担と言いながらも一般財源に取り込んでいるのに、一般財源に取り込んでいるんですよ、受益者負担と関係があまり明確ではないので、課税に対して批判が出るために、それをかわすことで、これでは町民に対して、市街化区域の課税ありきの話になるんじゃないですかと言っているじゃないですか。言った本人が今いるんだから、このことを知らなかったとは言わせませんよ。こういうことを言っているのには、都市計画税を全部取り上げるんだということを最初から考えているんじゃないですか。

私もこういうことを聞くと腹立ってきちゃうんです。じゃあ、この調査研究会のメンバーをお教えしますか。調整区域の方が3名、調査研究会ですよ、町外が3名、町内の市街化が2名、調整区域が5名、これで都市計画税を考えるんだと。取ったことも、払ったこともないのが都市計画税を論議する必要がありますか。ましてや検討委員会などは、親の代から一度も払ったことのない人が言っているんですよ。私の言うことはおかしいですか。親の代から都市計画税を一度も払っていない人が、都市計画税の税のことを論議するんですよ、おかしいでしょう。払ったからこそ言うことも言えるでしょう。払ったこともない人が何を私たちのことを言う権限はどこにあるんですか、職員だからですか、副町長だからですか。

都市計画税を当事者が払っていることも考えないでそんなことを言っていて、取らなきゃいけないんだというありきたりの話じゃないですか。それにとらわれている人たちは、不公平じゃなくて何なんですか。

町長にお聞きしますが、側溝の土砂が詰まっていれば、今度やる雨水事業にも支障が来るんですよ。そういうことを一つ一つやっていって、新たな事業でお金がかかるから、町に住んでいるんだから負担しろと。今、調整区域に住んでいる方と市街化に住んでいる方の差がどんだけあるか、ご説明願えますか。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、その差って、どういう意味合いなんですか。

○10番【勝山修輔君】 都市計画税と、払っていない人の受益者負担、私たちは得していると言っているわけね。じゃあ、得している部分と得していない部分を説明してくださいと言っているの、わかりますか。議長も払っていないほうだからわからないんでしょう？ 払っているほうじゃないから。

○議長【津野田重一君】 私も払っていますよ。

○10番【勝山修輔君】 払っているの？

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほど来、私のことを何度も責めておりますので、その辺も含めまして返事申し上げます。

昭和45年に市街化区域、市街化調整区域の線引きというものがなされました。当町の場合は、昭和62年から都市計画税を課税いたしました。市街化区域の土地の受益、キャピタルゲインに着目した課税でございます。都市計画事業をいろいろ実施いたしました。その財源に充てていったものでございます。現在もその償還すべき起債の残高がございますので、都市計画税をなくして全くそれを一般財源に振りかえるというのはちょっとできないということで、都市計画税の検討委員会で、そういったことについて、いつ税率改正なりをしたらいいのかということで、調査研究会を現在やっているところでご

ざいます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 副町長の言うとおりでですから、それは構わないんですが、じゃあ、都市計画税を払っている町民と、払っていない町民の、どこに、どういう差があるかの説明ぐらいは、副町長も説明したんじゃない、できるでしょう。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街化区域につきましては、優先的に市街化を進める地域ということで整備してまいりました。ですから当然、街路の整備とか下水道の整備は先に進んだわけでございます。ただ、一部の地域においては、区画整理事業とか、そういったものに反対だということで、事業の日の目を見なかった地域もございます。そういった意味でおっしゃっているのかと思うんですけども、時代が流れまして、調整区域も全町下水道事業化構想ということで下水道の整備が入りました。下水という観点では、ですから、最近では差がないというような状況になっているかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、さっき言ったように、都市計画税は一般財源に組み入れられるということであれば、街灯に対しても、これは財源は一緒だというふうにとってよろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画税を一般財源に組み入れるという意味が私はわからないんですけども、都市計画税は、先ほど申しましたように、起債の償還、下水道とか区画整理とかの償還等に使用しておりますので、一般財源として都市計画税を使っているような事実はございません。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、検討会で一般財源に入っているからというのは何を意味しているのでしょうか。一般財源に含まれているからとあなた方は検討会でしゃべっているんですよ、書面として残っているんです。それが街灯に充当できないということでしょうか。

じゃあ、ちょっとお聞きしますね。今、宇都宮結城線にある、町を代表する道路がございます。これは上三川通り整備事業に合わせて、町のシンボリック役割の高いからくり時計などをつくり、平成12年に整備したものでございます。その街灯が、10時が9時になり、じゃあ、全部消したほうがいいんじゃないかということをやったら、自治会の了承を取ったと。自治会会長各位殿、上三川町長星野光利、上総第261号、28年2月2日、このようなものがありまして、自治会が所有する防犯灯の町への移管にかかる委任状の提出について、日ごろより云々が書いてあって、防犯灯は、自治会ではなく、LEDにして町が管理しますよと。町が代表するので、これは何だ、何時に消すということに、一方的に協力をお願いしますという説明でした。そうだね。これで、私どもの真ん中の、たくさんお金をかけた上三川通り整備事業でつくったからくり時計は、20年もチンコンカンも鳴らない、街路灯も電気が消される。

それじゃあ、私が言うんですが、全部消してくださいと、イベント用で、つけなくて結構ですよと。全部、防犯灯にしてくださいと、まず全部つけるわけじゃないんです。私、先日、9月1日の夜、9時

から10時にかけて、10時ごろですか、町長の自宅前、副町長の自宅前、都市計画の自宅前に行って写真を撮ってまいりました。私どもが住んでいるところより明るいですよ。一番暗かったのは副町長のところかな。星野町長のところは回るところまで蛍光灯で、LEDかなと思ってびっくりしたぐらい明るかった。うちの中の防犯灯じゃなく、家庭用のあれにまで使えるぐらい明るかった。町の中へ来てみると真っ暗です、10時には。おかしいと思わないですか、皆さん。町のシンボルとしてつくった道路なんですよ、地中化して。それが予算がないからというだけで電気をバタッと、9時になって真っ暗ですよ。あなた方が住んでいる調整区域のほうがピカピカ明るいですよ。おかしくないですか。どうなんですか、町長。

○議長【津野田重一君】 勝山議員。勝山議員が聞いているのは、都市計画税で街路灯や防犯灯を、それが入っていますかという質問なんですよ。

○10番【勝山修輔君】 使っていないというから、一般財源に入れたという答弁は何かと聞いて聞いている。

○議長【津野田重一君】 だから、一般財源でやっているわけですよ、これは。

○10番【勝山修輔君】 都市計画税も一般財源に入れたと検討委員会で言っているの。

○議長【津野田重一君】 いや、先ほどの副町長の答弁で一般財源は使っておりませんという答弁がありました。質問内容を変えてください。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、検討委員会で言っているのはうそなんですか。25年に副町長がいる検討委員会で言っているんですよ。

○議長【津野田重一君】 じゃあ、その部分、執行部の答弁を求めます。

○10番【勝山修輔君】 いや、説明してあげます、書いてありますから。時間がないから説明してください。答弁させてください。

○議長【津野田重一君】 はい、執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 くだいようになりますけれども、都市計画税は都市計画関係の起債の償還等に使用しておりますので、一般財源としては、使っている事実はございません。

それから、先ほど言いましたように、夜、町中が暗いという話でございますけれども、当然、9時なり10時までには明るくついているわけです。その後、何というんですか、人通りというか、あれが少ないので、むだに明るくしてもしょうがないだろうということで、節約で消しているのかと思います。田舎と申しますか、私どもが住んでいるような田舎につきましては、いろいろな保安上、防犯灯をつけているものでございまして、その明かりが町うちよりも明るいという判断に勝山議員が至ったのだと思われれます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 平成28年から雨水対策として雨水に着手し、これより受益者負担と言いなながらも一般財源に取り込んでいるため、受益者の負担関係があまり明確でないので、課税に対して批判も出るため、それをかわすことで、これでは町民に対して市街化区域に課税ありきの話になると、こういうことですよ。これ、述べているのを抜粋しているんですから、前後はしますが、言っているわけ

ですよ、一般財源にも含まれているということを、企画課長が私に説明したのも、都市計画税でこれだけ払っているけれども、一般財源でもこれだけ払っているのだというの一部かもしれません。でもね、今、私たちが言っている、暗くなってもいいという原理はどこにもないんだから、全部、電球を切ってもらって防犯灯にかえてくださいというお願いをしたいということなんです。わかります？ 電気を全部切ってもらって、イベントだけつけてもらえば一番いいことだから、防犯灯だけつけてくださいと。

白鷺神社から回ってメインストリートだと称しているところが真っ暗で、ほかの道が明るいということはおかしいでしょう？ と言っているわけです。じゃあ、何も整備することはなかったじゃないですかということ。噴水も上げないから、お金をかけないで、最初から噴水をつくらないことですよ。そういうむだなことをやって途中でやめるなら、最初からつけないようなことを考えてくださいということも、これには含まれているんです。私の言っていることはおかしいですか。だから、電気は切ってください。美しい並木は昼間だけで結構です。夜は防犯灯をお願いできますかと言っているんです。

それも、町長名で一方向的に自治会に言ったって、自治会がメインストリートに住んでいる人は1人ですよ。あとの5人はみんなメインストリートに住んでいませんよ。それじゃあ、何も言わないじゃないですか、「うん」としか。一人ですよ、自治会で今メインストリートに住んでいるのは。名前までは言えませんが。あとはみんな横道ですよ、横道。横道のほうが明るいんですよ、うちは。それを私は言っているんです、どうなんですか、町長、やってくれますか。

○議長【津野田重一君】 その前に、一般財源に、じゃあ、企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 先ほど勝山議員さんがおっしゃられたのは、企画課のほうで確認をとったならば、都市計画税だけではなくて一般財源も使っているというのは、区画整理事業、先ほど言いました都市計画事業ですね、こちらの起債であるとか、あとは工事費に充てた都市計画税がございまして、都市計画税をもっても全てこっちが賄えないという状況で、その中で、ここに一般財源も入れた中でこの事業を全部やってきたということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、私たちの都市計画税を払うのは、一番先に下水、水道が入ったから、みんな仕方がないと言って今ずっと払っているわけですよ、わかりますね。地価はどんどん下がっても、一番先にあなたたちは受益者負担をしたでしょうということから、今、区画整理も何も旧市街はないんですよ、ないんですね。それでもずっとこれを払っているんですよ、68億も。それなのに電気を消す、予算がないというのなら、噴水もつukれない、からくり時計も最初からつけるな、私たちの日常に大切な電気をつけてくださいよと言っている説明は理不尽ですか、町長。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 都市計画税を用いて当時の噴水をつくったり、そういったところは当時の計画として、町の景観、そういったところも考えてつくられたのだというふうに思います。今、議員がおっしゃっていらっしゃる防犯灯、安全については、また都市計画税とは別な観点から議論を進める必要があるかというふうに思います。防犯上、大変問題があるということであれば、きちんとそれは別の予算を使ってでも、きちんと町民の安全のために使う必要があるかというふうに思いますので、都市計画税とは別に、そういった事実があるとすれば研究する必要があると感じます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ですから、防犯上、あるから言っているんであって、白鷺神社から入ってきて真っ暗なメインストリートは、たばこの吸いがらや、暴走族が来たりしてもあなた方は音も聞こえないんですよ。明るければ、誰が来た、何が来たといってみんなカメラがあるんだから写るんですよ。私のうちなんか3つもついているんだから、わかります？ 真っ暗で何も写りませんよ。だから、あんなきれいなものをつくって整備をするならば、ただけに最後まで責任を持ったらいいいじゃないですか、電気も24時間つけたらいいんじゃないですか、つける計画で地中化したんだから。それが今は財源がないから、財源がないからと言ってですよ、勝手に9時に切るよと、それはおかしいでしょうと言っているんですよ。行政がつくったものは最後まで責任を持って使ったらいいいじゃないですか。使えないならやめてもらっていいですよと今、説明しているんです。防犯上、何も無いなんて、町に住んでいる人も人間ですよ。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、質問内容を変えてください。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、どういうふうに変えるかという、防犯灯を、街路灯はいいですから防犯灯に切りかえていただけないでしょうか。私どもも同じ住民ですし、町民ですから、暗いところに住む理由はないので、そう願えますか。この論議をすると1時間じゃ足りなくて、あともう7分ですから、町長の公用車は次回まで延ばさなきゃならないんですよ。だから、課長が出てくるとこうなっちゃうの、エキサイトして。

予算は使うためにあるんでしょ。使わないために予算化はしないでしょう。そうですね、幾ら幾らとここに書いてあるわけだから。この中から幾ら使うんですかということも明確でない、それで1億円を使うんだと。それで、片一方では、雨水の処理をするから都市計画税はまだ取るよ、わかるねと。じゃあ、その雨水に流れてくる側溝の水は誰なんですかという、都市計画だという。そこを整備しないで雨水だけやったってむだなんじゃないですかと、この間も説明すれば、長々と要領を得ないので30分使っちゃうんです。私が今、言っていることは、予算化して物事をやっているなら、予算化したとおりにやってくださいよということ、できないなら最初からやらないでくださいよ。

これから星野町長は、いろいろなことを、いろいろな人がアイデアを言うでしょうが、できないものはつくりません。からくり時計は幾ら使ったか知っていますか。ここにいて言える人は、4人か3人かな、20年間、カチンもコチンも鳴ったことがないんだ、1日5回、鳴ることになっているんですが。それ何千万円もかけてつくる理由は何だったんですか。それで、美しい町ですよと表彰されているんですよ。

誰かが麻雀で負けた費用でつくったんだなんていう人もうわさではいましたが、だから、そういうことだから、予算ができないなら、もう最初から使わないことだよ。私の質問ももう終わりですから、私どもの町の街路灯は要りませんから防犯灯に切りかえていただきたいというお願いです、最後はね。そのほうがよっぽど明るいんです。あんなきれいなものがズラッと並んでいるんだから全部切ってくれて、あれは昼間用の街路灯にしてくださいよ、昼間用、見とくれ用の街路灯、いいじゃないですか、からくり時計も、鳴らないからくり時計です。噴水も上がらない噴水です。それはみんな私たちの都市計画税で払ったんですよ。ねえ、副町長、そうでしょう？ 違いますか？ 違いますか？

それをつくってはみたものの、噴水は一個も上がらない、街路灯は9時でバツと切っちゃうよ、それじゃ、私たちのお金はどこで、何のために出したんですか。それで、そのお金を使う人が、調整区域にいる人が論議するなんて言語道断ですよ、私に言わせりゃ。

また、次回もこのことの手続きをやりたいと思って、私の質問はこれで終わります。2番は次回にします。あと5分やそこらじゃできませんから。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時57分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 10番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、11番・生出慶一君の発言を許します。11番、生出慶一君。

(11番 生出慶一君 登壇)

○11番【生出慶一君】 では、順序に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回の質問事項は、大きく分けまして一応4項目、その中で、前回の一般質問のほうでも国民健康保険なんかの質問とか、あとは、レンタル自転車の整備等については前回、ほかの議員さんもやったのと幾らかダブる点もあるかと思えますけれども、答弁のほうよろしくお願いします。

では、まず最初に、自転車活用推進についてを質問いたします。

平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、国は自転車の活用を総合的、計画的に推進し、地方公共団体、または国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施する責務を伴うことが出ております。そういうことで、内容としては、これまでの法律と変わって、自転車の安全利用促進と駐輪対策を定めたもので、今回の法律は、利用環境の改善を総合的に進めるものとなるような利用法の改善が国のほうで決まっております。その中から今回ちょっとここに書き出しました、

(1) として、自転車活用推進計画の策定をどのように考えているか。

(2) として、自転車専用道路等の整備についてどのように計画しているか。

(3) として、災害時の自転車有効活用体制の整備は考えているか。

(4) 自転車の防犯登録推進をどのように考えているか。

(5) としてレンタル自転車、これはリサイクルなんかを使用したものと私は考えています。レンタル自転車の整備の考えはあるかについて、質問したいと思います。

よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

自転車活用推進計画は、平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法において、環境にやさし

く、渋滞緩和や健康増進に寄与する自転車交通の役割を拡大し、その安全を確保することを基本理念に、都道府県自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた計画策定に努めるものとされています。現在、県においても計画策定に向けて検討中であることから、今後は県との情報交換を密にし、近隣市町の動向などを見きわめつつ、本町の実情に応じた計画策定について調査研究を行いたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、町内の自転車専用道路としましては、田川と鬼怒川の堤防に沿ってサイクリングロードが整備されております。宇都宮市内などで見られる自転車専用通行帯、いわゆる自転車レーンの整備については、道路幅員の確保など困難な状況ではありますが、先ほどの自転車活用推進計画の中で調査研究を行っていきたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

災害時の自転車有効活用体制の整備についてですが、自転車はきわめて身近な交通手段であり、災害時において機動的に利用できることが考えられることから、今後については、自転車活用推進法の趣旨に鑑み、安全に配慮した利活用の検討を行っていきたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

自転車防犯登録については、盗難防止効果だけでなく、自転車利用者が事故に遭った場合の連絡先判明や、自転車所有者の明確化による放置自転車対策など、さまざまなメリットが考えられます。登録については法律で義務づけられています。自転車活用の推進により自転車に関するトラブルが多く発生すると考えられることから、交通安全教室などで自転車防犯登録の推進を図っていきます。

次に、5点目のご質問についてお答えいたします。

レンタル自転車に関しましては、町内をゆっくり周遊していただくのに大変有効な手段だと考えておりますが、現在、観光協会等にレンタル自転車の要望は来ていないため、現時点での実施は考えておりません。今後、必要性について調査研究をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 まず、1点目の自転車活用推進計画について、まだこれも国のほうからの、あくまでもまだ最新のあれなもんですから、ネットのほうでもちょっと調べてみたら、県のほうのあれもまだ正確なあれが出ていないというような状況なもんですから、確かに町で先行というわけにもいらないと思いますけど、将来的には、こういう事例があるもんですから、先ほど町長の答弁でもありましたように、これから研究して行って、こういう策定自体は必要だと思いますので、その辺のところ、よろしく願います。

あと、こっこの内容で、レンタル自転車ですね、先ほど町長のほうからも答弁がありましたけど、観光とか、どこかをベースにして、そこに、新品の自転車となるとちょっとなかなか大変なもんですから、今、茂原のリサイクルなんかのところとか、そういうあれでも、1台1,000円とか2,000円ぐらいの安いやつもありますので、そういうやつを、ある程度まで整備していってもらって、あんまりお金のかからない方法でやっていっていただければいいかなと思います。

それと、あとは、一応、質問だけはしたんですけど、防犯登録なんかは、これは今まで総務課のほうで、交通対策のほうですか、そっちで多分やっていると思いました。全体的に自転車を有効的に活用していただければ、そういう考えをもとにしてやっていただきたいと思います。

それで、再質として、きのうの新聞に、県のほうのツール・ド・とちぎですね、その計画のあれに上三川町が入って、細かい打ち合わせなんかを見たところ、10月の半ばぐらいの予定ということを知っていますが、町のほうでも、そういうのと一緒に、町のPRですか、そういうところにも十分、力を入れていただければ幸いです。ちょっとその辺のところの考え方をもう一度お願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 ツール・ド・とちぎについては、来年の3月の一番最後の日曜日に上三川町を通過する予定になっております。今、大体のルート案などが示されてきているところですが、上三川町では、そのイベントに合わせて、昨年、私も含め、役場の職員も相当数、今年の3月に行われた第1回目のツール・ド・とちぎのところへ視察に行って、各地区に分かれて行って勉強してまいりましたので、それを生かして、上三川町で実施されるときに、町民の皆さんが楽しんでいただけるような企画を考えていきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 詳しい、これはまだ配置、どこを通るとか、そういうのは、これは、この内容で行きますと、10月の中旬ぐらいに、もう一度何か県のほうとの最終的な調整があるということが新聞のほうに出ておりましたが、その辺のところ、まだこれから、打ち合わせのあれは、これはどうなんですか、これは担当のほうであれするんですか、それとも町長のほうで最終的な打ち合わせはやるんですか、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ツール・ド・とちぎのコースにつきましては、一応、先日、実行委員会がありまして、新聞報道があったものかと思うんですが、コースとしましては、県道宇都宮結城線を下野市のほうから、南から入ってまいりまして、町、上三川通りを通過して役場の南側の道、もとの松本商店の十字路を東に折れて県道下岡本上三川線を北上しまして、県道雀宮真岡線から宮岡橋方面に向かい、最終の井頭公園ということで計画されているようです。一応、県のほうでは、県警のほうの担当者のコースの確認等も既にされたということで聞いているところでございます。

細かい内容については、これから本決まりになっていくのかと思いますが、一応、ご参考までに申し上げますと、上三川町での交通規制関係の立証員、こちら210名で、町にはその3分の1の約70名の協力を願うということで情報が入っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 そうすると、今のツール・ド・とちぎのあれでもう1点、これは一応、委員会のほうの何か目的としては、交流人口の増加、あるいは地域活性化、関係機関の支援、協力を受けながら継続的に開催を目指していきたいということなんですけど、上三川のほうのあれでも、観光客誘致

なんかも考えていっていただけるということで、かなりいい項目になっていると思うんですけど、この辺のところ、これからまだ細かい打ち合わせの途中ではあるんでしょうけど、町のほうとしてもちょっと全力的にその辺の力を入れていっていただければ幸いだと思うんですけど、その辺の答弁もちょっとお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 先ほど町長からも最初のご質問のときにお答えがあったかと思うんですが、町では、ロードレース、通るだけではなくて、町民も、そして、ほかから来る方も楽しめるような何かイベントというところで、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 この件については、自転車自体が環境にやさしいあれですし、騒音等もそんなに発しないあれですから、先ほど町長が言われたように、町民の健康増進のためにもなるものですから、町長のほうでも前向きに進めるということなんですけど、力を入れていって計画を練っていただければ幸いだと思います。

では、次に入ります。子どもの貧困問題、子育て支援についての質問なんですけど、

(1)として、子どもの貧困対策についてどのように考えているか。

(2)子ども食堂に対して町は支援する考えはないかということです。

3番目として、今、言いました1番、2番を含めまして、子育て世代が住みやすい町として魅力アップのための施策はどのようになっているか、質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

国が策定した「子どもの貧困に関する大綱」や、県が策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」にうたってありますように、子どもの貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものでございますが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要であり、子どもの貧困対策を総合的に推進するには、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、及び経済的支援が必要不可欠であると考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

昨今、増加している子ども食堂でございますが、この活動について新聞などでも取り上げられておきまして、多くの方が関心を寄せられております。本町におきましても、平成27年10月より、町民の方が運営している子ども食堂がございます。注目を集める子ども食堂ですが、活動に必要なボランティアスタッフの確保や、資金、食材の調達、関係機関との連携など、食堂の経営に関する課題も見受けられます。町といたしましては、社会福祉協議会と協力しながら、子ども食堂の活動を支援したいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

本町では、第3子以降の出産祝金や中学生の医療費助成など、独自の子育て支援施策に取り組んでい

るところでございますが、人口減少、少子化といった問題に直面し、定住促進、流入人口の獲得、少子化対策などにつながる魅力ある施策に取り組んでいる地方自治体が増えている昨今、本町におきましても、より子育て世代が住みやすい、魅力あるまちづくりとなるような施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 貧困対策とか、この辺は、この前、私のほうでも、ある程度までは聞いてはいるんですけど、今回の場合は、これ、上三川のあれなんかも、男女共同参画推進のあれで、パルティというやつですか、この中にも幾つかの県内の子ども食堂の状況が載っております。子ども食堂といいますが、実際的にはほとんどボランティアで、何か皆さん行っているところが多いようなんですけど、その中に上三川もちょうど載っていたもんですから、開催日が週に1回とか2回ぐらいですね、あとは夕方の予定で今現在、この雑誌というか、広報紙のほうには載っております。

町のほうで、確かに個人的なNPOに対してのボランティア活動に対して、どこまで踏み込めるかというのは確かに難しいのはわかっております。それでも、町独自のやり方として、この子ども食堂は子ども食堂であれなんですけど、子どもたちの親が共稼ぎでなかなか食事がつくれないとか、そういうあれの場合に、1カ月に1枚でも2枚でもいいですから、一般の食堂の補助券みたいなもの、そんなふうな考え方で町のほうで対応できるかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今現在、先ほど答弁で申し上げましたとおり、上三川町でも子ども食堂を開いてくださっている団体がございます。私自身もその食堂にお邪魔して、会費を払って食させていただいた経験がございます。非常においしい食を提供していただいて感動いたしました。これは任意の団体でありますので、我々のほうで一方的に補助をするというふうに言っても、これは団体の方のお考え等もありますので、これから社会福祉協議会等とよく調整をした上で、どんなふうな形のサポートができるか研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 今、町長が言ったような内容が、町としての精いっぱいであれだとは思いますが、その辺のところは納得の上なんですけど、あくまでも子どもたち、今現在、学校に行っている間は学校給食とか、そういうものがありますから、どうにか子どもたちも何とか食事だけはできると思います。ただ、休みの日だの、そういうときに親がやっぱり両親ともお勤めに出たり何かしていると、実際に子どもたちだけでどういう生活をするか、やっぱりその辺のところの見守りとかサポート、これは町のほうでどこまで把握しているかもあれなんですけど、それによって町のほうからの少しでもいいですから、手を差し伸べられるような施策が何かあるかどうか、ちょっとまだこれは、私自身もまだ細かいことは考えていないんですけど、とりあえず、この子ども食堂というのが足がかりで、今現在、質問させてもらったんですけど、これからの課題としてそういうことを考えていただければ幸いだと思います。

それと、あとは、子育て関係のほうは、いろいろな声、子ども食堂でも何でもそうですけれども、町

の支援度が高まれば高まるほど町の魅力度もアップしてきますし、それに対して人口の定住化ですね、そういうのも図れると思いますので、町のほうの魅力アップのための施策、先ほど町長のほうからも答弁はありましたけど、もう一度何か真に迫ったような答弁があれば幸いです。ちょっとそれをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 子どもの貧困対策等の事業は県ともタイアップして今、進めている事業もございますので、まず、その辺のところを担当課長からご説明させていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいま県のほうで実施しております事業がございます。子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に伴いまして、生活困窮者の自立支援等の施策がございます。

失礼いたしました。まず、自立相談支援事業ということで、生活の困窮されている方に対して、今後どのような生活設計を立てていくかというような相談に応じる支援事業がございます。そのほかにも、住居確保の給付金支給事業ということで、経済的な支援等々ございます。ほかにも就園準備とか、家計相談支援事業とかがございます。そういったものは、子どもの貧困として直接サポートする事業ではございませんが、先ほど町長のほうの答弁にもございましたように、子どもの貧困対策については、世代間の負の連鎖、それを断ち切ることが重要だということで、その親御さん、保護者の方の支援をする事業がございます。そのほかにも、学習支援事業ということで、教育に関する事業でございますが、こちらは貧困家庭のお子さんに直接、教育的なサポートをするということで行われる学習支援事業がございます。といったような内容で県のほうで事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 子どもの貧困対策について、子育て支援等もあれなんですけど、これで満足というのはお互いに、多分、答えはないと思います。でも、やっぱり、ある程度までの町からの手を差し伸べるぐらいの施策自体はつくっていただかないと、ますます、親の収入自体もこれから低下していったり、あとは、親自体も勤めのほうで忙しくなって、なかなか子どもの面倒を見るのもきつくなっていっているのが現状だと思います。そういう問題があって、結局、貧困の問題が出たり、いろいろな支援とか、そういうことが、考え方が出てきているんだと思います。町のほうでも、この支援については、しっかり力を入れてやっていただければ幸いです。

では、3番目の、災害時の住民周知についてです。防災サイレンの聞こえない地域の把握はしているか。サイレンの設置場所の増設は考えているのかということで質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、2点目については関連性がございますので、一括してお答えいたします。

本町では、平成27年5月の消防救急無線のデジタル化に合わせて、サイレン吹鳴装置のデジタル化を行い、平成27年4月より運用を開始したところでございます。設置場所につきましては、平成26

年度に実施した防災行政無線実施設計業務において、サイレンの音達距離の検討を行い、上三川町役場及び上三川小学校以外の小学校6校の屋上に設置したところでございます。

聞こえづらい地域の把握についてですが、上三川以北において聞こえづらい事象が発生していることは把握してございます。

サイレンの設置場所の増設についてでございますが、サイレンは季節や時間帯等で聞こえづらい場合もあることから、今後につきましては、町で調査研究を行いまして、聞こえづらい地域の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 今までは各消防の詰所に一応サイレンが鳴っていたんですけど、そのサイレン自体は全部、今回の場合は撤去してなくなってしまったものですから、やっぱり1キロ、サイレンの音を大きくしようといっても、これ以上大きくするとかなり騒音の問題でひっかかると思いますので、やっぱりそれには、数を増やしていただかないと、音量自体はもうちょっと絞ってもいいとは思いますが、各コミュニティとか、そういうところにまで少し広げた考え方で、もうちょっと広い地域の人にも音が聞こえるような対策をちょっと考えていただきたいんですけど、答弁のほう、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいま町長のほうから答弁したとおり、サイレンが聞こえない地域があるということは、私どものほうでも何件か伺っております。ただ、現状で、その聞こえない状況が、季節や天候、時間帯、また家の内外、そういう正確な状況がわからない中で聞こえないというお話だけ聞いていますので、今年の年末に予定されています火災予防運動週間のときに、職員のほうで、町内の聞こえづらいと言われている場所につきましては、一斉に現地調査をいたしまして、その結果をもとに今後の対策を考えていきたいと考えております。

具体的に言いますと、11月9日から15日が今年の年末の火災予防週間ということでサイレンを鳴らしますので、そのときに現地で確認をするというようなことで考えております。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 今、課長のほうから言われたように、町のほうから来て、実際、調査して、一番最初つけるときには、確かに計算上では、上三川全域に届く計画だったんだと思います、音量に対して、ある程度までの、上三川全域に届くということで設置はしたんだと思いますけど、現実的にはやっぱり騒音の問題とか風、そういうものでやっぱりかなり音自体が聞こえないところが多くて、私のところなんかでも、地域の自治会のほうからも、「何で今まであったサイレンを取っちゃって聞こえなくしちゃったんだ」といってクレームが来ているような状況なものですから、町のほうでももう一度、先ほど課長のほうから言われたように、今度の防災のサイレンを鳴らすとき、秋の防災週間ですか、そのときのあれでちょっと、ある程度までチェックしていただければ幸いです。それでどうしてもだめな場合には、再度、考え直していただけないでしょうか。ちょっとその辺の質問、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、聞こえない状況が、情報としては私どもも何件か聞いているんですが、具体的な状況がわからないという中での聞こえない話ですので、実際に現場に行って、職員、また地元の人と一緒に聞こえぐあいを確認した上で、具体的な対策については考えたいと思っております。

当町において非常時の連絡手段として、かみたんメール等を選んだのは、風雨の激しいときには、どうしても戸締り等がきっちりしているので外の音は聞こえないというのが実情であります。そのようなことも考慮しながら、調査の結果で具体的な対策については考えていきたいと思っております。

なお、1点、誤解がないように申し上げておきますと、消防署、また消防団の出動につきましては、サイレンが聞こえるとか、聞こえないとか、そういうこととは別に、火災等の発生の連絡を受けますと、メール配信でもって消防団、消防職員については現地へ向かっております。サイレンを鳴らすのは、消防署の職員が着いてから、現場を確認した上でサイレンは鳴らしているというのが実情でございますので、サイレンの有無にかかわらず消防署、消防団については出動しているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 防災のサイレン等については、町のほうで、ある程度まで確認してから、また、いい結果を出していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

4番目の、国民健康保険の都道府県単一化ですね、について質問したいと思っております。

これは、前回のあれのときに稲葉議員のほうから質問があって、まだ一切打ち合わせしていないからということで、県のほうからの指示が出ていないということで一応、あまり細かい話が聞けなかったんですけど、まだ、今現在でも、これは多分、来年度のあれだと思いますけど、まだ日にちがあるから打ち合わせの途中だとは思いますが、とりあえず今の状況を質問したいと思っております。

1番目に、町の国民健康保険の仕組みについて、どのようになるかということですが。

県との打ち合わせ状況はどのようになっているかということで、質問したいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年4月からは、県が財政運営の責任主体となり、県内市町と共同で国民健康保険事業の運営を行っていくこととなります。県は、市町の効率化や標準化、広域化の推進や、標準保険料率の算定を行うほかに、給付に必要な費用を市町に支払い、必要な助言や支援などを行います。町は、これまでの国民健康保険の業務からはあまり変更はありませんが、平成30年4月以降は県から示された標準保険料率を参考に、町が賦課、徴収した保険税を国保事業費納付金として県に納めていくこととなります。それ以外につきましては、これまで行ってきました被保険者の資格管理や、被保険者証の発行等のほか、療養費給付、出産育児一時金等の給付決定や支払いといった給付業務、また特定健診や特定保健指導といった保健業務等については、引き続き行っていくこととなります。

次に、2点目についてお答えいたします。

これまで県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険に関する事務を実施し、安定的な財政運営や、市町の国民健康保険事業の広域的、効率的な運営を定める栃木県国民健康保険運営方針策定のため、市町との協議が必要な項目について、財政運営分科会、資格管理・保険給付分科会、国保税分科会、保健事業分科会といった、それぞれ分科会で県と協議検討を行ってまいりました。今後、県では全ての協議事項について、市町との合意のもと、年内には運営方針の最終案が策定される予定となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 再質させていただきます。

仕組み自体は変わりますということで、今までとそれほどのあれがないとは思いますが、今まで上三川は、正直なところ言って、県内で一番高い、国内でも上位のほうの保険料の地位にあったんですけど、県全体として今度、多分、統一化されれば、幾らか町のほうの保険料自体は安くなると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 この保険料率、こちらについての考え方なんですけども、これについて県のほうで何度か町のほうとも話し合いを行いまして、県内市町との話し合いが行われております。その中で出た話の中では、市町によって医療費に随分格差があるということで、各市町とその辺のすり合わせ等を行っている段階でございます。その中で、また、国のほうから財政的な支援があるということで、そういったところについての激変緩和ということで軽減措置がなされて、上三川町においては税率のほうはあまり変わらないような方向でやっていくようなことでの検討がなされているような状況でございます。

まだ10月中に県のほうで仮算定を30年度については行いまして、それによって出たところで、12月中には納付金のほうが確定するようなことで進められておりますので、まだ仮算定の試算という段階でございますので、確定していない部分がありますので、そういった状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 これは、上三川町のインターネットからちょっと引っ張らせてもらったんですけど、30年度から国民健康保険が変わりますということで、1つの表にしてあって、その中で、町のほうの内容自体は今までとそれほど変わりはないかなと思うんですけど、ただここで、収入不足分ですね、1番の財政運営についてということで、収入不足分の超過は基金を活用するということで町のほうの方針のあれが出ていますけど、この辺のところの考え方は、ちょっとどういうふうになっているか教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 まだ金額的に完成しておりませんのではっきりしたことではないのですが、もしも県のほうで示した納付金等が今現在、集めている額よりも多いようなことがあった場合は基金が活用できるということでの基金の活用ということでございますので、これから示される額が、もしその

中におさまるようであれば、そういったものは使わないで済むということも今後考えられることであります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 では、それについては、じゃあ、わかりました。

あと、2番目の県との打ち合わせ状況ですね、これは、先ほど10月から12月にかけてということなんですけど、全体的な、ベース的なものは大体話が決まり出しているんですか、それともこれからまだ打ち合わせしないと決まらないんですか、その辺のところちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 今回の国保の県域化につきましては、平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税法等の一部を改正する法律、こちらができて、その中で、30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度化を安定化させるということで始まったこととなります。それですので、その時期からいろいろな打ち合わせ等がなされておりますので、事務的な部分については相当固まっているような状況であります。

金額的なものが、先ほど申しましたように、10月に仮算定、12月に決定ということでございますので、そこでなければ最終的には決まらない。また、制度的なものにつきましても、12月中に栃木県国民健康保険条例、こちらが県議会のほうに上程されますし、先ほど町長のほうが申しあげました国保運営方針、こちらが12月に策定されますので、そこまでは一応打ち合わせの途中ということですので決定ではありませんが、話は進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 今回の国保の、県の、今まで市町村で細かくやっていたのを大きな単位でやるというの、1つの方式としては確かにあれかなというところがあります。ただ、細かいところも、これから上三川町なんかの考えだの、町のほうの考えも、ある程度まで県のほうに行っても話を、町の実情自体も話をしただけであれば、正直、上三川町の場合は一般財政、ほとんど使ってない、そんな状況ですから、その辺のところもしっかりとPRというか、県のほうにもわかっていただきたいと思っておりますので、その辺のところの事務打ち合わせや何かもよろしく願います。これも、じゃあ、答弁もらおうかな。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今週の月曜日にも県のほうの陳情に行ったときに、保健福祉部長のほうにお話をしただけでしたが、この国保の中で、ぜひ、生出議員、こちらからもお願いがあるんですが、保険者努力支援制度というのがございます。これはインセンティブです。そういった医療費の抑制、また受診率の向上、そういったことを努力すると、そこにインセンティブが与えられるということになります。今後、町でも町民の皆様にご受診率の向上、また糖尿病予防、生活習慣病の予防、町民の皆様と一緒にそういったところの予防のほうに力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、議員各

位も、ぜひその辺のところをご指導いただいて、この辺の数字が上がって、そして努力支援制度、これをフルに活用していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、この辺のご協力もお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 実際、国民健康保険のほうも最終的に決まるとは思いますけど、その場合、町のほうでも今以上の負担増ということは、ないとは思いますが、その辺のところ、確かに、今、町長が言われたように、お金を使わなければ、その分だけ県のほうからの率がアップするというのも確かにわかります。ただ、あくまでも、病気のあれに、なるべく負担、国民健康保険自体がいっぱいいっぱいなものですから、多分、国でもいろんな施策を出しているとは思いますが、お互いに健康対策を十分にやりながら、国保のほうの負担軽減を図っていければ幸いだと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで一応、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時07分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほどの答弁の中で、都市計画税は特定財源と私が申し上げましたけれども、都市計画税は、財政区分上は一般財源でございます。先ほどは、使途が都市計画事業に限定されておりますので、便宜上、特定財源と表現いたしました。

なお、くどいようになりますけれども、都市計画税は都市計画事業で起こした起債の充当以外には使用しておりませんので、その辺も申し上げておきます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番・生出慶一君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思います。

今回、私は、町の入札・契約、ふるさと納税、来年度予算編成の3点について質問いたします。

まず、町の入札・契約について質問したいと思います。

地方自治体におけるあらゆる調達には、その財源が税金によって賄われます。そのため、ルールに基づき透明性を確保しながら、よりよいもの、より安いものを調達しなければなりません。また、それと並行して、地域活性化の観点からは、地元業者が受注して地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ、調達がなされる必要があります。我が町も例外でなく、公共工事をはじめ、物品や役務

に至るまで透明性を確保し、地元業者や地元経済のことも考慮し、より安く、よりよいものを調達しなければなりません。

そこで、1点目として、我が町の入札・契約において、どのように透明性の確保を行っているのか、お伺いいたします。

2点目として、地元業者の育成や地元経済の活性化を図る観点から、適正な競争原理を保ちながら、地元業者の受注機会が増えるよう何か措置を講じているのか、お伺いいたします。

以上2点について、明確な答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目について、お答えいたします。

入札の執行方法は地方自治法等により定められておりまして、本町におきましても法令等に基づき執行しております。入札実施につきましては、公告または指名通知により入札参加者に周知を行い、主に電子入札により執行しております。入札結果につきましては、町のホームページや新聞等により公表を行い、入札の透明性を確保しております。

次に、ご質問の2点目、地元業者の受注機会の確保につきましては、指名業者の選定に当たり、上三川町建設工事等請負業者選定要綱に基づき、町内業者の健全な育成、並びに適正な施工能力を重視しております。

なお、大規模な工事や地元関係の建設業者が施工困難な特殊工事等につきましては、大手建設業者と地元建設業者による建設共同企業体により施工を条件として、地元関係の建設業者の受注拡大と技術習得の促進に配慮しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、入札するに当たって、入札資格審査をしていると思いますけども、業者の入札資格審査は、誰が、どのように行っているのか、お答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 入札参加資格の登録につきましては、原則、2年に一度、所管課のほうで行ってございます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 その入札審査の方法、例えば、どういった書類を提出してもらったり、どういったことを確認というか、チェックして審査をしているのか教えてください。

○議長【津野田重一君】 済みません、これはランクづけの話ですか。小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、そうですね。誰もが業者登録して、それがオーケーになるのかどうか。例えば、どういった書類の中身とか、どういったことを審査して資格審査を行うのかを聞きたいです。

○議長【津野田重一君】 もう一度、ランクづけですよ？

○5番【小川公威君】 はい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 入札参加資格の登録制度でございますが、手元に詳しい資料はございませんので、詳細については後ほど説明させていただきたいと思っております。

ランクづけにつきましては、過去の工事実績に基づきまして、Aランク、Bランク、Cランクの3ランクで登録してございます。このランクづけが工事の受注時の金額、それによってこのランク、例えば、1,000万円の工事でしたらAランクとか、そのように、工事の金額に基づいて参加できるランク分けをしているという形で、町内業者等が公平に入札の機会が得られるようにしているのが現状でございます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、我が町の入札参加資格名簿に載っている業者数を、工事だけじゃなくて、建設コンサルとか、あと物品、役務も含めてお答え願えますでしょうか。

また、その業者のうち何者が上三川町の業者なのか、お答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ランクにつきましては、土木、建築、水道施設、電気工事、舗装工事、その他の6種類に分かれてございます。手元の資料では、町内業者の登録のみ現在持っていますので、そちらを公表させていただきます。土木一式工事で、Aランク12社、Bランク8社、Cランク3社。建築工事で、Aランク4社、Bランク6社。水道施設工事でAランク8社、Bランク8社。電気工事でAランク5社、Bランク3社。舗装工事でAランク9社、Bランク12社。その他の工事がAランクで28社、Bランクで13社になっております。

なお、その他の工事につきましては、管工事、造園、とび土工、塗装、解体、さく井、鑄造物等に内訳としてはなっております。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 私がちょっと町のホームページで見てみたんですけども、参加資格名簿というのがございまして、工事は、478社のうち、地元業者が43社。建設コンサルに関しましては、247社について、うち上三川町の業者が3社。物品・役務については623社が名簿に載ってまして、うち、上三川業者が58社となっていたんですね。トータルしますと1,348社のうち、地元業者が104社ということだったんですけども、では、28年度の入札契約の実績をちょっと教えていただきたいんです。何件入札契約があつて、そのうち何社、地元の業者が落札したか、教えていただけますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 全部を含めてですね。

○5番【小川公威君】 はい、28年度、そうですね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 28年度の件数について申し上げます。28年度の土木一式工事では、全体で30件、うち町内業者が30件。建築一式工事では全体で5件、町内業者5件。舗装工事、全体で16件、町内業者16件。水道布設工事では、全体で7件、町内業者7件。電気工事では、全体で6件、町内業者5件。その他の工事で、全体6件、町内業者2件。トータルで言いますと、全体で70件

のうち65件を町内業者が落札してございます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 何か私がホームページで見たのと数がかなり違うんですけども、私がちょっと調べてみたところ、全部で159回の入札がございまして、うち、地元業者が落札したのが94件ということで、この数字を見ますと、平成28年度は地元の業者が落札した率というのが大体60%ぐらいなのかなと思うんですけども、そういうことを考えますと、ある程度、我が町においては、地元の業者も落札する機会があるんじゃないかなと思うんですけども。

それでは、これも私、ちょっと調べたんですけども、159回のうちですね、入札方法、一般競争入札とか指名競争入札があると思うんですけども、ほとんどが指名競争入札でやっていると思うんですけども、その入札の方法を決定する根拠というか、それは何をもとにそういった入札とか、一般とか決めているのか、お答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、最初に、件数の違いについて簡単にご説明しますと、私のほうがご説明した数字につきましては、建設工事等の受注状況でございました。議員のほうが確認したものは、そのほかに物品の入札、またリースの入札等、それから委託関係、全ての入札かと思っておりますので、数字の違いが出ているかと思えます。

それでは、ただいまのご質問にお答えしますと、上三川町で指名競争入札と一般競争入札の金額の分けている部分なんですけど、予定価格3,000万円未満を指名競争入札で行っております。3,000万円以上につきましては、条件付一般競争入札ということで、条件付きというのは、基本的には、地元業者等との共同体、また総合評価方式の条件づけをしているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 入札方法は、その自治体でいろいろルールとかがあると思うんですけども、総合評価落札方式というのがあろうと思うんですけども、それは、例えば平成28年度は何回ぐらいその方式で入札したのか、教えていただけますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 総合評価方式につきましては、3,000万円以上の土木工事、建築工事については、2,000万円以上ということで実施しております。総合評価の中身につきましては、地元の業者の地元貢献ですね、そのようなものを評価するものでございます。昨年度の総合評価方式の入札件数については、申しわけありません、手元に資料がないので、早急に取り寄せます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 先ほども言いましたけど、私が調べた限りだと、平成28年度は159回あったうち、指名競争入札が158件と、このうち一般競争入札は1件というんですけども、この1件で、多分、総合評価落札方式をとられているんじゃないかなと思うんですけども、先ほど言った3,000万円がラインということですけども、それというのは、何で3,000万円という線引きがあるのか教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 金額の線引きにつきましては、各市町村で決めているものでございます。法律に基づいて一律に3,000万円が決まっているわけではございません。ちなみに、県内で言いますと、県は5,000万円以上、宇都宮市は130万円以上と、その自治体によって随分違います。上三川の3,000万円につきましては、大体、中間程度のコツ額かと思っております。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 先ほど町長の答弁のほうにもありましたように、大規模な工事に関してはJVを組んでやるとかという話もありましたけども、町の大規模な工事において、例えば、分割して発注、一本でまとめれば、予定価格は、金額は安く済むんでしょけど、分割したほうが、そういった地元業者なんかが入りやすいという場合もあると思うんですけども、そういった分割発注をしている例なんていうのは、過去あるんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 工事を、大きな工事を一本でやるか、小さい工事を何本にもするかということをお考えますと、当然、細かく割ったほうが経費的には高くなります。そういうことで言いますと、恣意的に小さくしているということはおございません。工事に関しては、金額によって工期の設定がございますので、年度内終了を目安に、工期との関係で契約を分けるというようなことはしております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 私も実は、昔、役人時代、監査業務なんかについていたことがあって、契約を、下部組織や、いろんなところで契約を実際、監査をしていたことがあるんですけども、基本的には、予算とかお金のことを考えれば、一本にまとめて安く済んだほうが良いとは思っています。特に、国とか県とか大きなものに関してはですね。ただ、こういった町とかの契約においては、場合によっては細かく分けて、地元業者が入りやすくするのも一つの手なんじゃないかなとも思うんですけども、その辺もう一度、どうお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員のおっしゃるのは、地元業者の受注機会を増やすようにということかと思えます。ただ、工事を発注するお金自体も税金、皆さんから預かったものでございますので、むやみやたらと費用が拡大するようなことは避けなければならないというのがございます。そういう意味で、必要以上の細分化はしないということを念頭に置いております。ただし、工期の問題、特に補助事業ですと、年度内に終了するのが補助事業の条件になりますので、そのような工期の関係から、一本ではなくて複数に分けざるを得ないということもございます。

地元業者の受注機会の増につきましては、そのようなことで、3,000万円を超えるような大きい事業につきましては、総合評価方式、また建設企業共同体、そういうものを入札の条件としまして、地元業者が入れる仕組みを整えて入札のほうを実施しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 税金を預かっているということなんで、ここは難しいと思うんですね。金額を取るのか、地元業者のこを取るのかと。考え方なのかもしれませんが、1つの方法として、例えば、契約を一本にして、分割したよりも安く上がると思うんです。ある意味、浮いた分というか、それを別の形で地元業者の支援に回すというのも一つの手なのかもしれませんが、それを、ある程度分割して、業者が受注しやすくなるようにするのも一つの方法なのかもしれないと、正直言って、これ、私もどっちがいいのか難しいところだと思うんですけども、今後も、こういった町でいろいろ、入札、契約すると思うんですけども、そこら辺、今後も、このままで行くのか、ある程度、そういった方法もあると考えていただけるのか、ちょっと私の話を聞いてどう思われたか、ちょっとお答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど総務課長が件数の答弁させていただきました。土木、建築、舗装、水道施設に関しては100%、地元の企業が受注しております。議員ご存じのとおり、下水道工事などの場合、水道工事の布せかえなども一緒にやりますので、大体、同じ地区をやらざるを得ないということで、上下水道課でも、どこを、どういうふうに仕事を、発注時期とかを合わせて非常に綿密に計画を立てないと、周辺に、付近にお住まいの方に、交通とかの便で相当ご迷惑をかけるということがあって、なるべく発注、入札業務は総務課がやっていますが、工事自体は発注課のほうで、どのぐらいの金額にする、どのぐらいの延長にするというのは発注課、事業課のほうでやっています。その辺はかなり頭を悩ませながら、工期、年度内の完成と、そして上三川町内の業者になるべく行き渡るような、そういうことで頭を使って進めていますので、昨年の実績を見ても、今、4工事、4種目については100%、町内業者が受注しておりますので、これからもそういったことで進めていく方向で考えております。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。では、そういうことで、ひとつよろしく願います。

では、次の質問に移りたいと思います。ふるさと納税についてお伺いいたします。

昨年の9月議会でふるさと納税について一般質問させていただきましたが、あれからちょうど1年がたち、改めて質問させていただきます。

1年前の答弁では、返礼品の品目を増やしたり、クレジット決済の導入などを積極的に検討していくということだったので、ある程度、期待していたんですけども、先月21日の下野新聞の一面に、「ふるさと納税競争激化、赤字12市町に拡大」との見出しで記事が掲載され、我が町は25市町のうち17位ということで、ふるさと納税収支目安というんですかね、それがマイナス174万円で赤字ということでした。そのことを踏まえて、改めて質問したいと思います。

自治体間の競争が激化する中、今後どのような方針で進めていくのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附される方々の自治体に対する貢献、または応援したいという思い

を実現する制度でございます。昨年度は27件で、1,093万2,000円の寄附金をちょうだいいたしました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、近年では自治体間の競争が加熱しまして、本年4月には、総務大臣名で返礼品の見直し等について、通知が出されております。

今後の方針としましては、ふるさと納税という制度を、町外に住む方々に対しまして上三川町をPRする手段の一つとして活用してまいりたいと考えております。具体的には、本町の特産品であるイチゴの出荷が始まるころまでには、インターネット申請やクレジット決済ができるふるさと納税の専用サイトに登録を完了し、より多くの方々に返礼品という形で地元特産品の魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、再質問させていただきたいんですけども、またちょっと数字を聞きます。昨年度の実績は、ふるさと納税、何件で、金額は合計幾らだったか、お答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 平成28年度に受け入れしました寄附の件数につきましては、27件、金額にしますと1,093万2,000円でございます。そのうち1件につきましては町内の方のご寄附でございました。

それと、先ほどの質問の中で、昨年度の1件の総合評価方式の入札をしたものなのですが、上三川町デジタル移動通信系の無線の整備でございました。こちらにつきましては、無線の整備ということになり難しいものですので、総合評価方式での入札をしたものでございます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、その返礼品の、何が何件だったのか、昨年の実績をお答え願えますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問なのですが、具体的な個別の個数につきましては手元に資料がないのですが、上三川町の返礼品の中で特に人気の商品というものは、3点ほどございます。2つはイチゴでございます。皆さんご存じのとおり、「スカイベリー」という品種、それと「とちおとめ」です。この2つがイチゴでは人気です。そのほか、ナシの「にっこり」という、品種的にはかなり贈答用になる大きくなるナシでございます。この3品が全体の七、八割を占めるという状況で、昨年度はございました。

以上です。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、寄附金の使途、何々に使ってくださいということで寄附者が指定すると思うんですけども、それは、何々に幾らと、その内訳を教えてくださいませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議長、済みません、ただいまちょっと資料が見つからないので、後ほど答弁させていただきます。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、返礼品を送るときに、例えば、礼状とか町の広報とか、そういったものは一緒に送っているものはあるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 返礼品にあわせて礼状ということでございますよね。実際のところ、全部に対して礼状は送ってございません。寄附の中には基準額に満たないような寄附もございます。私どものほうで基準としている返礼品の寄附額、今まで2万円を基準にしておりましたので、それ未満のものにつきましては、ホームページ等で紹介している返礼品は送っておりません。そのかわり無料のかんぴょうの袋詰め、また礼状等を送って対処しておりました。

今後につきましては、今年度から、返礼品の発送等を民間業者に委託しまして、インターネットから寄附の申し込み、返礼品の返送を一括してできるように、この10月から改正する予定でございます。10月以降、先ほど申し上げましたナシの「にっこり」等の時期にもなりますので、その時期に間に合わせるということで、何とか10月には業者のほうを手配できましたので、そちらの業者のほうと礼状等につきましては、今後、調整していきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 やっぱり、寄附をいただいたりしたものについては、最低でも礼状、できれば、町のPRも込めて、町の広報なんかと一緒に送ってあげたらいいんじゃないかなと思います。実際そうしている市町は結構あるんですよね。私の知り合いですけれども、やっているんです、いろいろ、ふるさと納税をいろんなところに。やはり、ちゃんとお礼が来るところと、来ないところと、やっぱりそれって差が大きいよねと。やっぱり、お礼をもらったら、じゃあ、もう一回やろうかという気にもなるということなんで、ぜひ、これはやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

前回の質問では、私、他市町に負けないようにどんどん攻めていくべきじゃないかというような感じで質問させていただきましたけれども、先ほどの実績とか、特産品の我が町の種類なんかを考えてみますと、例えば、イチゴとかナシとか、ある意味、季節物だったりするわけですので、そういうことを考えますと、今後、他市町と競い合っていくというのも、またそれもどうなのかなというのも、ちょっと思い始めています。

ですので、今後は町のPR、また特産品のPRということで、ある程度、ふるさと納税というのを活用していけばいいんじゃないかなとも思います。それでも、新聞なんかで「赤字」とかというのと、やっぱりイメージがあんまりよくないと思うんで、そこら辺はできるだけ解消する方向で、特に赤字となると、例えば、上三川町は全然力を入れていないんじゃないかとか、あとは、返礼品に魅力がないんじゃないかと、パッと見、思っちゃう人もいると思うんで、最低でもできるだけ赤字にならないようにやっていただければなと思います。

今回はこの点については以上にしたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。来年度予算の編成について伺います。

いよいよ来年度の予算編成の時期が近づいてきたと思います。大体10月ぐらいからなんですかね、本格的になっていくのが。本来だったら、12月議会あたりで質問したほうが詳しい答弁をいただける

のかなとも思ったんですけども、編成作業が本格化する前、いろいろ物事が決まる前に、あえてこの9月議会で質問させていただきます。

まず、1点目として、来年度予算について、どのような基本方針で編成するのか。

2点目として、新規事業は考えているのか。

以上、この2点について答えられる範囲で結構なんで、答弁をよろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町の予算編成の前段であります平成30年度、31年度総合計画実施計画の策定に当たりまして、現在、各課等の要求を取りまとめているところでございます。また、予算編成につきましては、国において各省庁等の概算要求が8月末を期限に提出されたところでございます。その内容を受けまして、県の予算編成方針が、例年10月の中旬ごろに示されていることから、今後の国、県の動向をしっかりと見きわめながら、10月の末のころに本町の平成30年度予算編成方針を決定する予定でございます。

このようなことから、現在のところは、来年度の予算編成方針をお答えできる段階ではございませんが、今後も厳しい財政状況が予想されますことから、大きくは、従来の基本方針を踏襲した中で、将来を見据えた持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

平成30年度の新規事業につきましては、今年の実施計画は策定中ですので、昨年度に取りまとめました実施計画における新規事業について幾つか挙げますと、まずは本町の農産物や特産品を販売する直売所建設事業、役場庁舎の外壁及び屋上の防水工事、2022年の国民体育大会開催に向けた体育センターの改修事業、学童クラブの指定管理開始などが挙げられます。今年度の実施計画書につきましては、12月議会までには議員の皆様へ配付する予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 本格化するのはいずれかということですけども、予算を編成するに当たって大切なのは歳入、ある程度、お金のめどがないとなかなか組んでいくのも大変なのかなと思うんですけども、もし、お答えできるのであれば、歳入の見込み、特に税収なんか、現時点でわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 一昨日の議会の中で、一般会計補正予算にて法人町民税の歳入について可決をいただいたところでございますが、来年度につきましては未定でございます。その他の税目につきましては、本年度とあまり大きな変化はないと思われませんが、本年度の後半で、その法人町民税につきましての予定納税、これがある予定でございます。予定納税と同額を来年度の当初予算に計上しますので、当初予算総額としましては、本年度より大きくなると思われれます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まだはっきりしたことはわからないでしょうけども、我が町は、災害が少ないですし、交通の便も、ある程度いいし、財政的にもまあ健全なのかなと。行政サービスも、他市町と比較して特段劣っていることもないと思うので、比較的住みよい町なんじゃないかなと思うんです。住みよい町だと思うんですけども、何となく平均的というか、特徴がないというか。上三川町の独立宣言のPR動画でも、何もないんじゃないかと、何でもあるからおとなしくしてやっていたと町長がおっしゃっているように、あることはあると思うんです。ただ、これが上三川だという、何かそういう目玉になる政策であったり、もちろん、何か建物とか、そういうものがあまりないのかなと私は思うんです。なので、これから編成する来年度予算の中にですね、これが上三川だというような、よそに住んでいる人が、上三川町に引っ越したくなるような目玉になる事業を入れてみてはどうかと思います。

例えば、6月議会で、一般質問でちょっと提案させていただいた、大山保育所が民営化になりますよね。それによって、民営化によってお金がどのくらい浮くんですかと質問したら、約5,000万円浮くということだったので、例えば、それを出産祝金、第1子から支給するとかですね、別に出産祝金じゃなくても、子育て支援で、例えば、きのう先輩議員がちょっと質問しましたが、給食費の無料化に回すとか、そのほうが町民も何かわかりやすいんだと思うんです。民営化するということは、その分お金が浮くと、その分どこに行くのかなと。だったら、それを出産祝金に充てますよとか、給食を無料化しますよとか、とにかくその5,000万円を何か溶かしてしまうのはもったいないような気がするんですね。

いずれにしても、子どもについての予算なので、少子化対策もしくは子育て支援で目玉になるような事業を行ってはいかがと思うんですけども、町長、どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今回の補正予算で歳入に大きな法人町民税をいただきました。今、税務課長が申し上げましたとおり、予定納税も当然予定される所でありまして。しかし、一昨年、我々、非常に苦い思いをしました。昨年、財政担当の課長と国のほうに出向いて、総務省、地方自治体の財政を担っているのが自治財政局というところで、そちらに出向いていろいろご教示をいただきたいということで、本町の場合は非常に特異な、全国的にも特異な例だということで、局長自身もそういうふうな認識を示されておりました。

そういった中で、予定納税で、来年の歳入の部分は今年よりも増えるということが予想されますが、目玉などに使用する。ただ、今回、監査委員の指摘でもございましたように、今、経常収支比率が96%ということで、非常に硬直化しているも事実であります。子ども・子育てに予算を使う、当然、福祉に予算を使う、非常に大切なことだというふうに思いますが、しかし、一方で、かなり硬直化している財政は、これは立て直していくということも両面でやっぱり考えていかなければならないというふうにあります。

そういったことから、総合計画の実施計画に基づいて事業は進めていきます。また、財政適正化計画、これに基づいて歳出の削減に努めながら、徹底的な精査を行った中で、その緊急性とか有効性とか、そういったところをよく精査した中で、予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 いろいろ、基金を崩したりとか、大変だとは思うんですね。だけど、まあ、ちよつとそういうことも考慮しながら編成していただければなと思います。

これから予算編成作業が本格化していくと思います。私も実は予算編成の経験はあるのですが、大変な作業です。時間外勤務や徹夜作業、また休日出勤等があるかもしれませんけれども、町長をはじめ執行部の皆さん、健康に留意され、平成30年度予算が立派な予算編成ができますように期待していますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の今回の質問全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほどのふるさと納税の質問で保留した部分について、ご回答したいと思います。

まず、寄附金の使い道、使途、寄附者が指定する部分なのですが、上三川町義務教育施設基金に35万円、上三川町社会福祉基金に1,009万2,000円、そのほか、特に指定しない一般としまして49万円が前年度は入っておりました。

なお、返礼品として人気があったものにつきましては、ナシの「にっこり」が14件、イチゴ、「とちおとめ」と「スカイベリー」を合わせまして9件、その他が3件と。また、1件は返礼品の額に満たなかったもので、かんぴょうを返してございます。

なお、礼状につきましては、全てのものに対して礼状を出しているということですので、訂正いたします。

○議長【津野田重一君】 5番・小川公威君の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日、決算特別委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第1、「松本 清君の決算特別委員の辞任」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番・松本 清君の退場を求めます。

(13番 松本 清君 退場)

○議長【津野田重一君】 本日、松本 清君から、一身上の都合により決算特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、松本 清君の決算特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

松本 清君の入場を許します。

(13番 松本 清君 入場)

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。先ほどの松本 清君の決算特別委員の辞任により、新たに決算特別委員を選任することについて、これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第2、「決算特別委員の選任」を行います。

お諮りいたします。決算特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任委員会より12番・稲見敏夫君を指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員は12番・稲見敏夫君を選任することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日8日から10日までは休会とし、11日は午前9時より常任委員会審査を行います。本日はお疲れさまでございました。

午後3時59分 散会